

第4次野田市男女共同参画計画

《令和2年度～令和6年度》

令和2年3月

野 田 市

第4次野田市男女共同参画計画の策定に当たって

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女が、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別によらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目指すこととなりました。しかし、近年の少子高齢化や生産年齢人口の減少により労働力不足が深刻となる中、女性の活躍は不可欠であり、女性が働きやすい環境の整備が急務とされています。

このため、国は平成27年に「女性活躍推進法」を施行し、あらゆる分野における女性の活躍や参画の拡大を図っております。

野田市では、長期的なまちづくりの方向を示す指針として、平成28年3月に策定しました「野田市総合計画」において、「人権尊重・男女共同参画社会の推進」を基本方針に掲げるとともに、「第3次野田市男女共同参画計画」を女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」と位置付け、女性の活躍に向けた施策を推進しています。

今回策定した「第4次野田市男女共同参画計画」では、女性の活躍に向け、より実効性のある計画とするため、社会情勢や新たな課題に対応する43施策を女性活躍推進法に基づく施策と位置付けるとともに、35の指標において成果目標を設定いたしました。また、児童虐待の再発防止対策を包含し、女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶を目指した計画としております。

本計画の基本理念である「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」の実現には、国や県、事業者等の関係団体と連携し、各施策の推進に取り組むことが不可欠ですが、市民の皆様方のご理解が重要であることから、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

終わりに、本行動計画の策定に当たり、ご審議、ご答申をいただきました「野田市男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケートの協力や貴重なご意見を寄せていただきました市民の皆様方に心より御礼を申し上げます。

令和2年3月

野田市長 鈴木 有

目 次

第1章 計画策定に当たって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の推進	3
5 計画策定の背景	4
第2章 野田市の現状と課題	
1 男女共同参画に係る野田市の現状と課題	13
2 第3次野田市男女共同参画計画に基づく取組の検証	21
第3章 基本的考え方	
1 計画の基本理念	23
2 計画の基本目標	23
第4章 計画の内容	
1 施策の体系	33
2 施策の内容	35
基本目標Ⅰ 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり	35
基本目標Ⅱ 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶	47
基本目標Ⅲ 男女が共に社会のあらゆる分野に参画する機会の 拡充	62
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進	68
基本目標Ⅴ 生き生きと安心して暮らせる社会づくり	86
第5章 女性活躍推進法に基づく施策	97
第6章 計画の成果目標	101

付属資料

用語解説

野田市男女共同参画審議会委員名簿

野田市男女共同参画審議会条例

野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱

男女共同参画社会基本法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

市は、性別にかかわらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会や、男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会の実現を目指して、様々な施策を推進しています。

具体的には、平成17（2005）年に「野田市男女共同参画計画」、平成22（2010）年に「第2次野田市男女共同参画計画」、平成27（2015）年に現行の「第3次野田市男女共同参画計画」を策定し、また、平成28（2016）年には現行の計画を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）」に基づく「市町村推進計画」として位置付け、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

これまでの取組により、固定的な性別役割分担を見直そうとする市民意識の高まりや市内における男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの普及促進等の男女共同参画社会の実現や女性活躍推進に向けて、着実な進展が図られています。

こうした状況の中、現行計画の期間が令和元（2019）年度で終了することに合わせ、新たな課題や社会経済情勢の変化に的確に対応した一層の施策展開を図るため、また、児童虐待事件の再発防止対策を包含するとともに、あわせて、女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶を目指した「第4次野田市男女共同参画計画（以下「第4次計画」）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

第4次計画は、「男女共同参画社会基本法（以下「基本法」）第14条第3項」に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

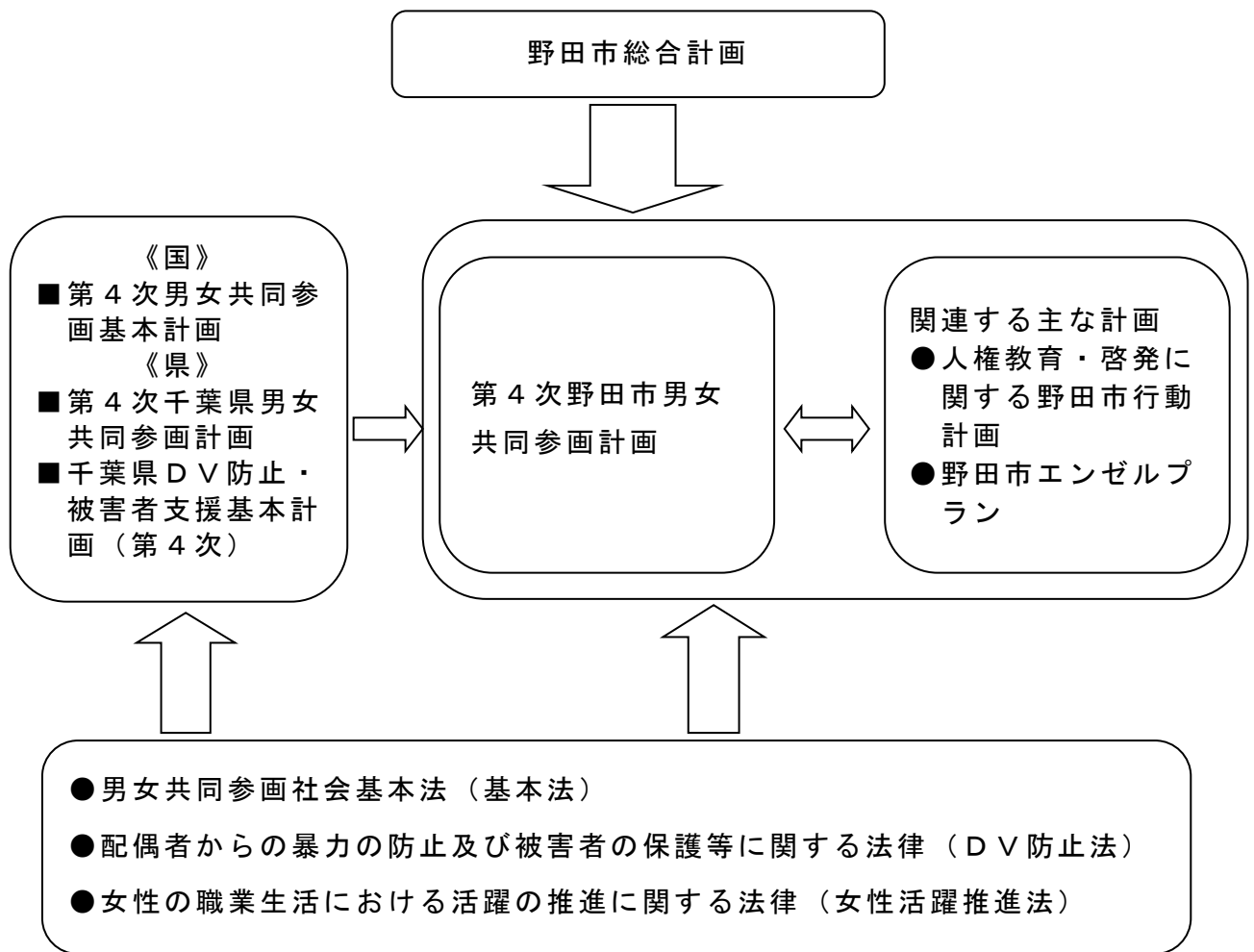
また、第4次計画は、「女性活躍推進法第6条第2項」に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

そのため、第4次計画の策定に当たり、国の男女共同参画基本計画、千葉県の男女共同参画計画を勘案するとともに、野田市総合計画及び人権教育・啓発に関する野田市行動計画、並びに野田市エンゼルプラン等の他分野の計画との整合に留意します。

なお、本市では、平成20（2008）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」）」が改正されたことを受けて、同法の施行日に合わせ、市町村の努力義務とされた「市町村基本計画」として「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱（以

下「第2次野田市DV大綱」)」を策定しております。

このことから、第4次計画基本目標Ⅱにおける女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）の防止及び被害者支援に関する取組については、第2次野田市DV大綱に基づき、策定いたします。



3 計画の期間

計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

ただし、この間、国、県を始め社会経済情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の推進

(1) 推進の考え方

本計画の推進に当たっては、市、市民及び事業者等がそれぞれの役割を担い、連携、協働して取り組みます。

(2) 推進の具体的方法

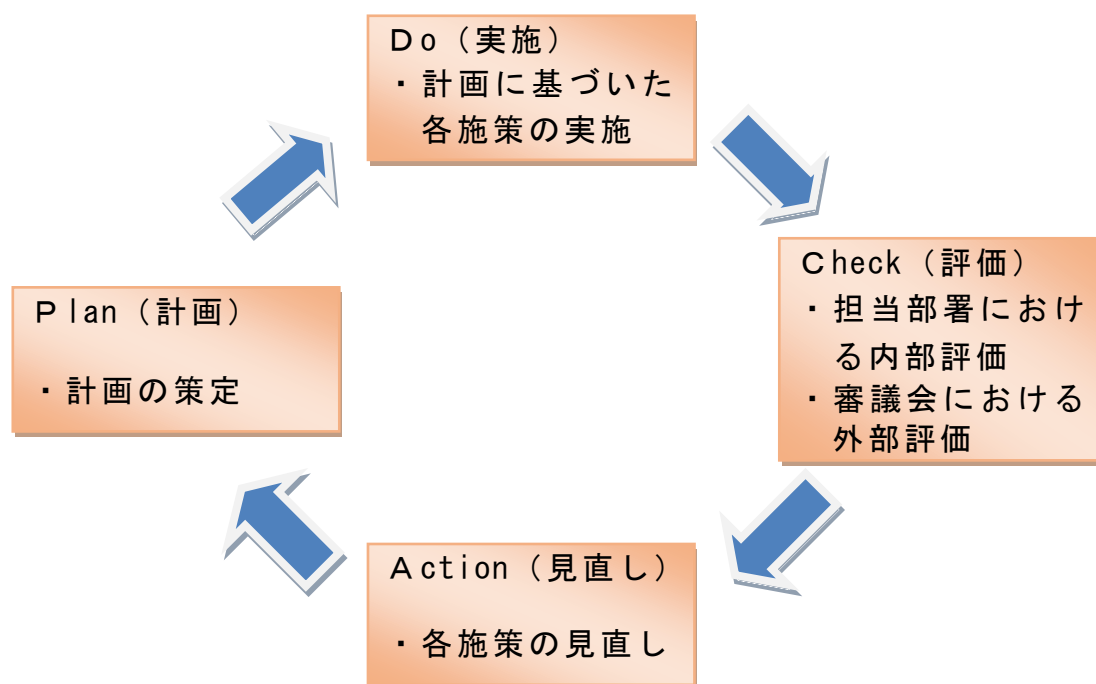
次のとおり計画を推進します。

- 野田市男女共同参画審議会の意見を伺い、適宜計画の達成状況のフォローアップを行いつつ、市民及び事業者等の理解と協力を仰ぎながら、計画を推進していきます。
- この計画の推進に当たっては、野田市男女共同参画推進庁内連絡会を中心に、各部局間相互の連絡を密にし、全庁的に取り組んでいきます。
- この計画の推進に当たり、市民や企業、関係団体等に対する確かな情報提供を行い、その取組を促します。
- 本計画は、国や県等の関係機関との連携を密にしながら推進します。

(3) 計画の効果的な進行管理

次の「PDCAサイクル」を確立、活用して計画の進行管理を行います。

さらに、進行管理の精度を上げるために、「計画の成果目標」を設定し、その達成に向けて施策を推進していきます。



5 計画策定の背景

(1) 国の主な動向

国では、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11（1999）年 6 月に「基本法」が制定され、「基本法」に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組が進められてきました。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、社会は大きく変わってきました。

平成 27（2015）年には、女性活躍推進法が施行され、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取組が進められています。

また、同年に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素とし、計画全体にわたる横断的視点として位置付けました。

さらに、令和元（2019）年 5 月に、女性活躍推進法の一部が改正され、「女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画」の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を行いました。この女性活躍推進法の改正に加え、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、介護休業法等の改正により、ハラスメントの防止対策等の強化も行いました。

また、女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、平成 13（2001）年には、「DV 防止法」が施行され、その後、支援すべき対象や適用が拡大されるなど、その後の社会の要請に応じた法改正を重ねています。

さらに、令和元（2019）年 6 月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、DV 防止法についても、DV 被害者保護のために連携・協力すべき関係機関として児童相談所を明記するなどの改正がなされ、令和 2（2020）年 4 月からの施行を予定しています。

また、平成 30（2018）年 5 月には国会や地方議会の選挙での男女の候補者の数ができる限り「均等」になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」がされるなど、あらゆる分野において女性の活躍に向けた施策が推進されています。

(2) 千葉県の主な動向

県では、平成 13（2001）年 3 月に国の基本法の趣旨を踏まえた「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。

その後、第 2 次、第 3 次計画を経て、平成 28（2016）年 3 月に「第 4 次

千葉県男女共同参画計画」を策定しました。この計画は、千葉県総合計画の「新 輝け！ちば元気プラン」との整合を図るとともに、「女性活躍推進法」に基づく「都道府県推進計画」としても位置付け、それらの視点に基づいた重点施策を設定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種取組を総合的に推進しています。

また、平成18（2006）年には、DV防止法の施行に基づき「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定しました。その後、第2次、第3次計画を経て、平成29（2017）3月に第4次計画を策定し、DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現を目指して取り組んでいます。

（3）野田市のこれまでの取組

市の男女共同参画計画は、男女共同参画社会を実現するため、基本法（平成11（1999）年）に基づく「市町村男女共同参画計画」及び女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」として位置付けられています。

【主な取組】

年度	取組内容
平成5 (1993)年	企画財政部に女性政策担当、庁内に女性政策推進庁内連絡会設置
平成8 (1996)年	女性行動計画「フレッシュプランのだ」策定 市の今後の女性政策の指針となる女性行動計画「フレッシュプランのだー男女共同参画社会の実現に向けてー」を9年の計画期間として策定しました。
平成12 (2000)年	保健福祉部に男女共同参画担当を設置 担当部署として、それまでの企画財政部女性政策担当を保健福祉部に「男女共同参画担当」として新たに設置しました。
平成13 (2001)年	女性行動計画「フレッシュプランのだー後期推進計画」策定 男女共同参画に関する市民意識調査の結果を踏まえ、「基本法」に基づき、深刻な社会問題となっているドメスティック・バイオレンス対策を盛り込んだ「フレッシュプランのだー後期推進計画」を策定しました。
平成14 (2002)年	「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定、野田市緊急一時保護施設の設置 平成13(2001)年の「DV防止法」の施行を受けて、今後取

	<p>り組む方向性を体系的・総合的にまとめた「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定するとともに、野田市緊急一時保護施設（公設、一部民営）を設置しました。</p>
<p>平成15 (2003)年</p>	<p>保健福祉部に男女共同参画課を設置 保健福祉部「男女共同参画担当」を新たに「男女共同参画課」として組織改正しました。</p>
<p>平成17 (2005)年</p>	<p>「野田市男女共同参画計画」策定 「フレッシュプランのだー後期推進計画」の計画期間の終了を受けて、新たに「野田市男女共同参画計画」を策定し、「家庭」、「職場」、「地域活動」を基本的視点として取り上げ、それぞれの場面において男女共同参画施策を推進しました。</p>
<p>平成20 (2008)年</p>	<p>「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」策定 平成20(2008)年の改正「DV防止法」の施行を受けて、同法の施行日に合わせ、市町村の努力義務とされた「市町村基本計画」として「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」策定するとともに、男女共同参画課に配偶者暴力相談支援センターを位置付けました。</p>
<p>平成22 (2010)年</p>	<p>「第2次野田市男女共同参画計画」策定 「野田市男女共同参画計画」の計画期間の終了を受けて、新たに「第2次野田市男女共同参画計画」を策定し、「女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶」を新たな基本目標として位置付けました。</p>
<p>平成26 (2014)年</p>	<p>「第3次野田市男女共同参画計画」策定 「野田市男女共同参画計画」の計画期間の終了を受けて、新たに「第3次野田市男女共同参画計画」を策定し、社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目を設定しました。</p>
<p>平成27 (2015)年</p>	<p>「人権・男女共同参画推進課」新設 機構改革により、男女共同参画課と人権施策推進課を統合しました。</p>
<p>平成27 (2015)年</p>	<p>「第3次野田市男女共同参画計画」改訂 「女性活躍推進法」の施行を受け、「第3次野田市男女共同参画計画」を女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」として位置付けました。</p>

<p>令和元 (2019)年10 月</p>	<p>「子ども家庭総合支援課」新設 虐待対応の主担当である児童家庭課児童相談係を課に格上げし、「子ども家庭総合支援課」を設置しました。初動・集中支援を行う支援一係と集中支援を終了したケースの継続支援を行う支援二係の2つの係を設置し、全ての虐待案件にもれなく対応する体制としております。また、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援するとともに、児童虐待と密接な関係性があるDV相談につきましても、子ども家庭総合支援課で対応しています。</p>
--------------------------------	---

(4) 男女共同参画をめぐる新たな動き

1) 女性活躍推進法の成立及び一部改正

①女性活躍推進法成立の背景

女性活躍推進法が制定された背景には、依然として解消されない就労分野における男女格差の問題があり、国の「社会のあらゆる分野において、令和元（2019）年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」といった目標が平成15（2003）年に国から示されましたが、10年以上が経過しても行政、経済等の各分野において女性の参画は十分でなく、国際社会からも大きく後れをとっています。

また、就労を希望していても、育児や介護を理由に働いていない女性が300万人に上り、子育て期の女性では約6割が第1子の出産を機に離職する現状があり、急速な人口減少による、将来の労働力不足への対応の点からも、国は、女性の力を我が国最大の潜在力であるとして、この力を十分発揮すべく「すべての女性が輝く社会づくり」を最重要課題の一つとして取組を進めてきました。

平成26（2014）年秋の臨時国会において「女性活躍推進法」を提出したものの、衆議院の解散に伴い廃案となったため、その後、平成27（2015）年8月の国会（第189回国会）で再提出され、成立したものです。

②女性活躍推進法と基本法との関係及び位置付け

女性活躍推進法は、基本法（平成11（1999）年）の5つの基本理念

にのっとった実施法として位置付けられるものです。基本理念として、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」となります。

また、女性活躍推進法の対象は、「女性の職業生活」に関連する分野に範囲を限定しています。

主な特徴としては、女性の採用・登用・能力開発等のための「事業主行動計画」の策定が、国及び地方公共団体、労働者の数が300人を超える民間事業主に義務付けられ、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取組が進められています。また、地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するための環境整備等の取組事項を記載した「推進計画」等の策定が努力義務とされています。

③市町村推進計画の策定

市では、平成27(2015)年3月に策定された「第3次野田市男女共同参画計画」を国の「基本方針」に盛り込まれた施策と整合を勘案した上で、「第3次野田市男女共同参画計画」と一体として、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」と位置付けました。

④「女性活躍推進法」の一部改正

「女性活躍推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」）」が、第198回国会において、令和元(2019)年5月29日に可決・成立し、同年6月5日に公布されました。

◆女性活躍の現状

近年の女性就業状況は、女性の就業者数が増加し、子育て世代の女性の就業率も上昇し、女性の年齢階級別の労働力率における、いわゆる「M字カーブ」が以前に比べて緩やかになってきました。また、平均勤続年数も長くなり、女性管理職の割合も上昇傾向にあります。しかしながら、年齢階級別に女性の就業形態を見ると、正規雇用の就業率は第1子出産の平均年齢より手前の「25～29歳」層でピークを迎え、その後は年齢とともに減少しています。また、管理的職業従事者に占める女性割合は諸外国と比べて低い水準にあるなど、女性活躍を更に推進していくことが必要です。

女性活躍推進法は、職業生活における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するための時限立法（10年間）として平成27(2015)年9月に施行され、平成28(2016)年4月には民間事業主に対する一般事業主

行動計画の策定の義務付け等が施行されました。

同法の施行以降、民間企業における女性活躍の取組は着実に進展していますが、今後、社会全体で女性活躍を一層推進するためには、計画的なPDCAサイクルを促す行動計画の策定や、求職者の職業選択に資する情報公表等に、より多くの企業が取り組むことが必要です。

◆改正法の概要

改正法には、主に以下の3点が盛り込まれています。

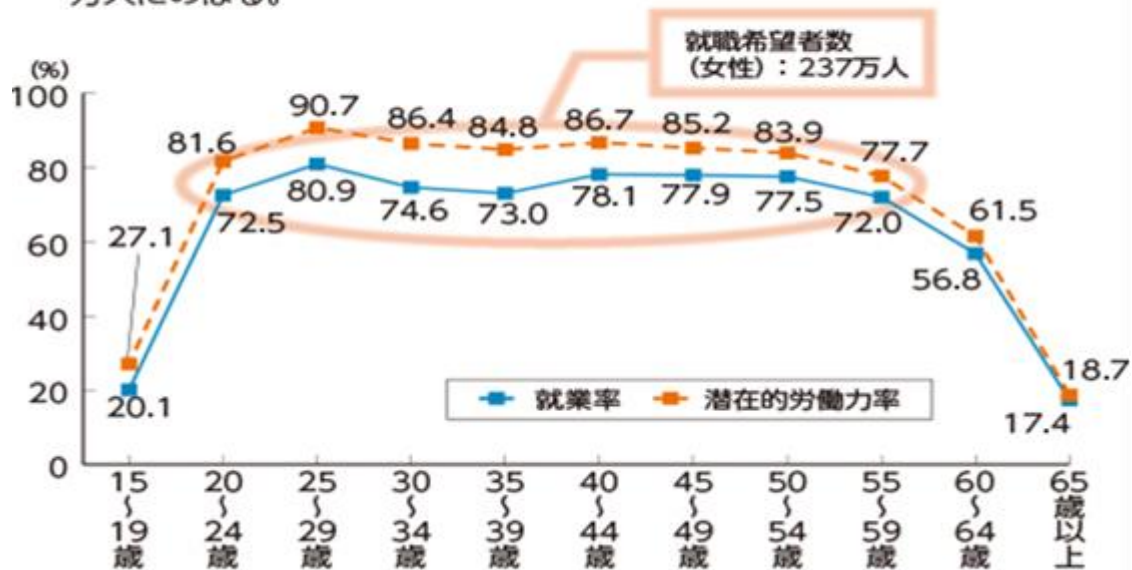
- 一般事業主行動計画の策定義務の対象事業主の拡大
- 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化
- 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度創設

項目	目的	変更内容
1 一般事業主行動計画の策定義務の対象事業主の拡大	事業主における女性活躍に関する計画的なPDCAサイクルを広く促すため	一般事業主行動計画の策定義務の対象事業主を、現行の常時雇用する労働者が300人を超える一般事業主から、常時雇用する労働者が100人を超える一般事業主へ拡大。
2 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化	(1) 情報公表義務の対象事業主の拡大	情報公表の対象事業主の範囲を、行動計画策定義務の対象事業主と同様とする。
	(2) 情報公表項目の見直し	情報公表項目を「①職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び「②職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備に関する実績」に区分し、当該区分毎に、1項目以上の公表義務付け。
	(3) 履行確保の強化	求職者の職業選択に影響を与える情報公表義務違反や虚偽の情報公表に関して勧告に従わない企業については、企業名を公表できることとした。
	認定制度の信頼性を確保するため	行動計画策定や情報公表が努力義務である100人以下のえるぼし認定及びプラチナえるぼし(仮称)認定取得企業に対しても、報告徴収等を行えることとした。
3 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))の創設	事業主に対するインセンティブを強化するため	現行の「えるぼし認定」よりもさらに基準の高い認定制度として、「プラチナえるぼし(仮称)」制度を創設。認定を取得した事業主は、行動計画の策定義務を免除。 
4 中小企業に対する配慮		2(2)は、常時雇用する労働者が300人を超える一般事業主に限る。改正法の施行日は、原則として公布の日から1年以内の政令で定める日とするが、常時雇用する労働者が100人を超え300人以下である一般事業主に対する一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務付けは、公布の日から3年以内の政令で定める日とした。

※内閣府発行広報誌「共同参画」9月号(2019年)引用
(以下のグラフも同様)

女性の年齢階級別労働力率と潜在的労働力率(2018年)

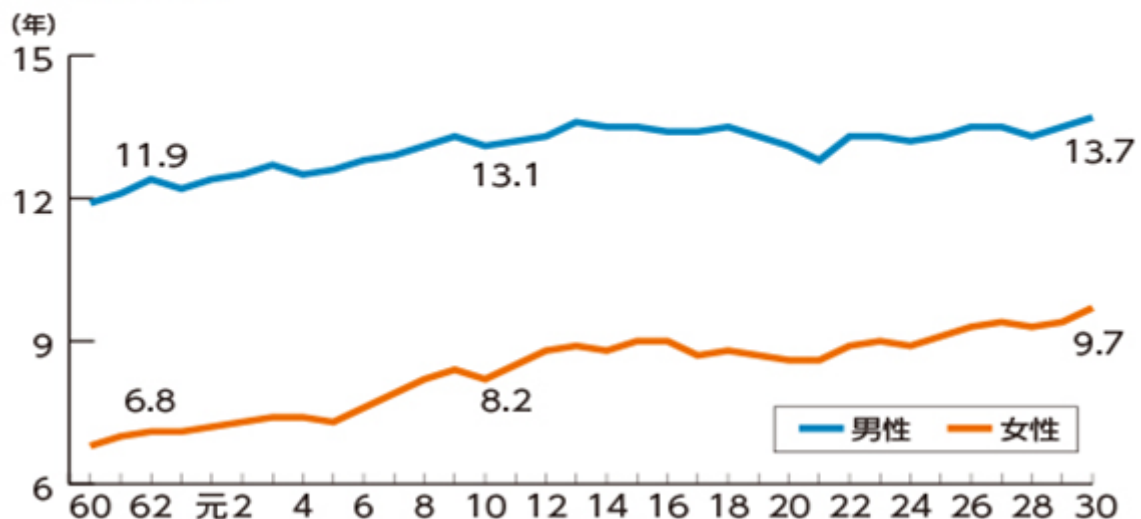
女性の年齢階級別労働力率はM字カーブを描いている。また、労働力率と潜在的労働力率の差は大きく、就業を希望する女性の数は237万人にのぼる。



(資料出所)総務省「労働力調査」、「労働力調査(詳細集計)」

一般労働者の平均勤続年数の推移

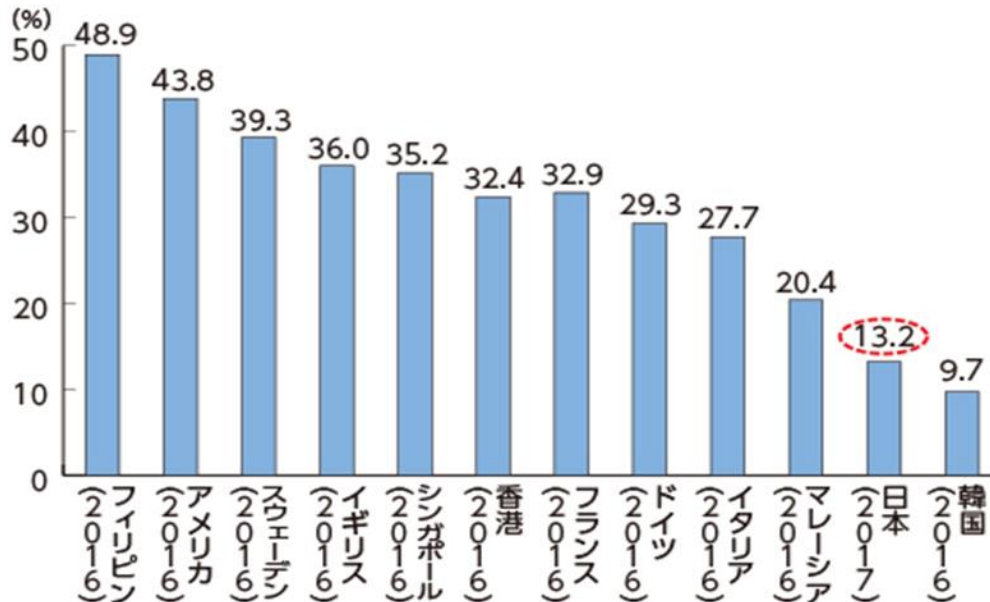
女性一般労働者の継続就業は進んでいるが、平均勤続年数は男性よりいまだ短い。



資料出所:厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」

管理的職業従事者に占める女性割合の国際比較

管理職に占める女性の割合は長期的には上昇傾向にあるが、国際的に見ると依然その水準は低い。



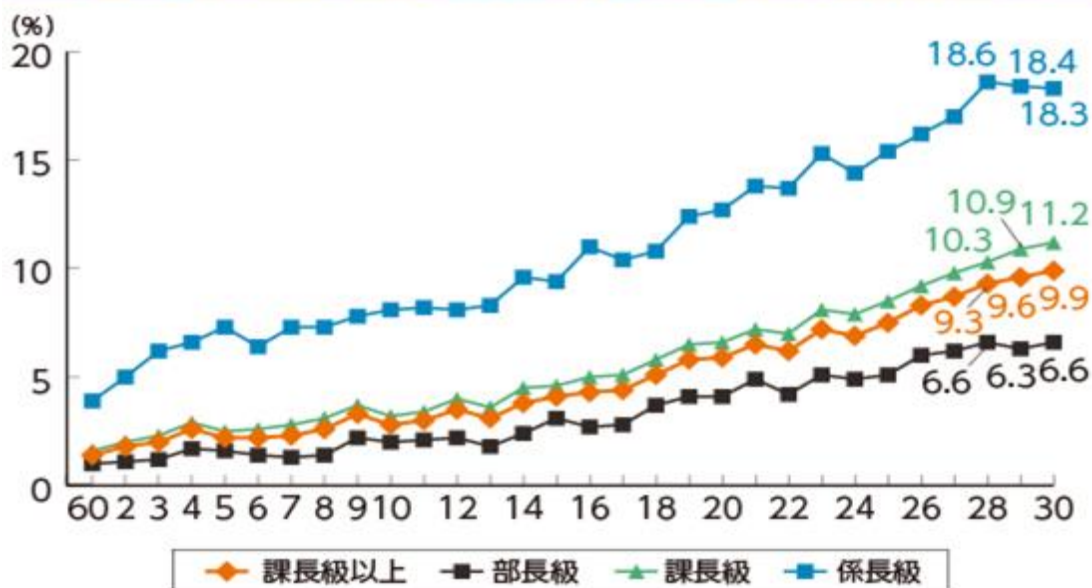
資料出所：日本；総務省統計局「平成29年労働力調査」、その他：(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2018」

注1)日本の分類基準(日本標準職業分類)とその他の国の分類基準(ISCO-08)が異なるので、単純比較は難しいことに留意が必要。

2)ここでいう「管理職」は、管理的職業従事者(会社役員や企業の課長相当職以上や管理的公務員等)をいう。

3)割合は、管理的職業従事者のうち女性の占める割合。

役職別管理職に占める女性割合の推移(企業規模100人以上)



資料出所：厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」より、厚労省雇均局作成

2) 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等の改正

女性活躍推進法の改正に加え、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等の改正により、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることとし、改正法の円滑な施行に向け、省令・指針等の整備や、改正内容の周知徹底、中小企業等への支援などの実施により、誰もが自らの個性と能力を十分発揮し、安心して働ける職場づくりを推進していきます。

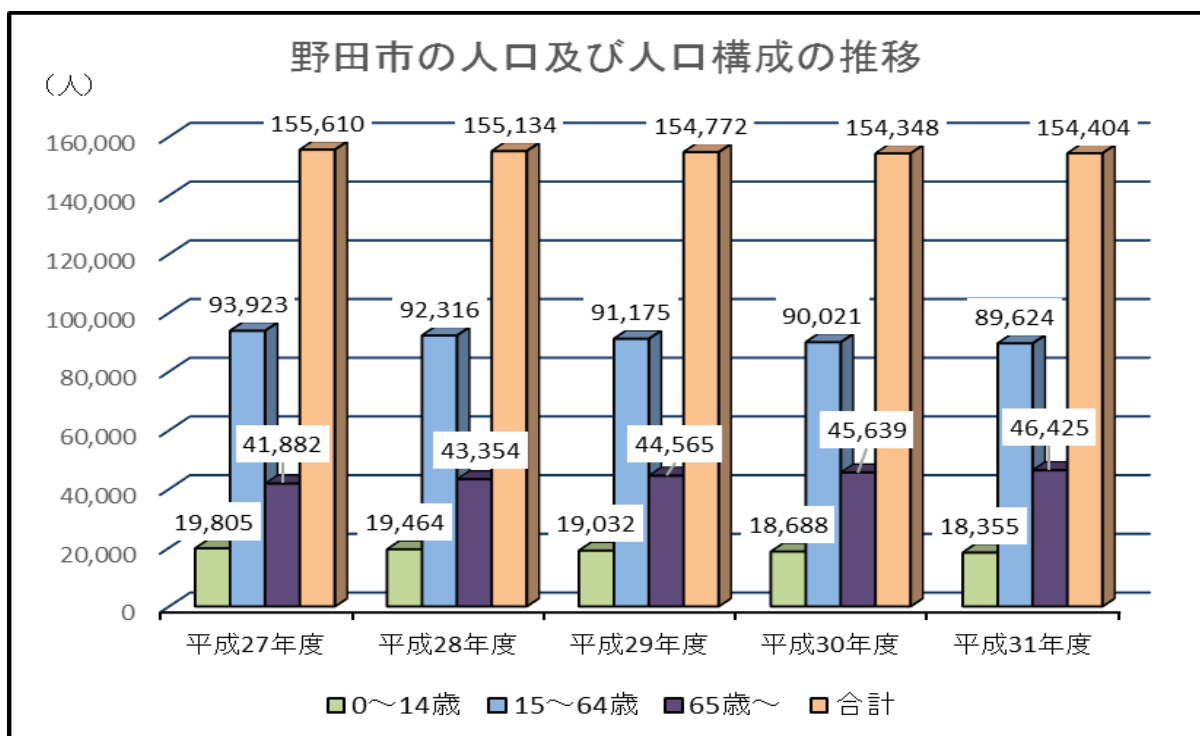
第2章 野田市の現状と課題

1 男女共同参画に係る野田市の現状と課題

(1) 人口減少、少子高齢化の進展

市における人口推移は、下記グラフ「野田市の人口及び人口構成の推移」にあるように、平成27(2015)年4月1日現在155,610人であったものが、平成31(2019)年4月1日現在154,404人となり、毎年微減しています。将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」では、令和2(2020)年は150,405人と見込み、令和7(2025)年は145,635人と見込んでいます。

一方、65歳以上の人口は、平成27(2015)年は41,882人(26.9%)であったものが、平成31(2019)年では46,425人(30.1%)と総人口に占める65歳以上の人口割合(高齢化率)は毎年上昇している状況です。国立社会保障・人口問題研究所は、令和2(2020)年は47,228人(31.4%)、令和7(2025)年は47,448人(32.6%)と見込んでいます。



(備考) 1. 各年度4月1日現在

(2) 政策・方針決定への女性の参画促進

市の政策に対する意見、提言等を行う審議会等への女性委員登用率について、「第1次野田市男女共同参画計画」の計画期間（平成17（2005）年度～21（2009）年度）内の平成19（2007）年度に目標値の40%を達成しました。

その後、「第3次野田市男女共同参画計画」で目標値を50%に設定し、平成30（2018）年4月1日現在43.3%となっており、県内市町村の平均27.4%を大きく上回っています。

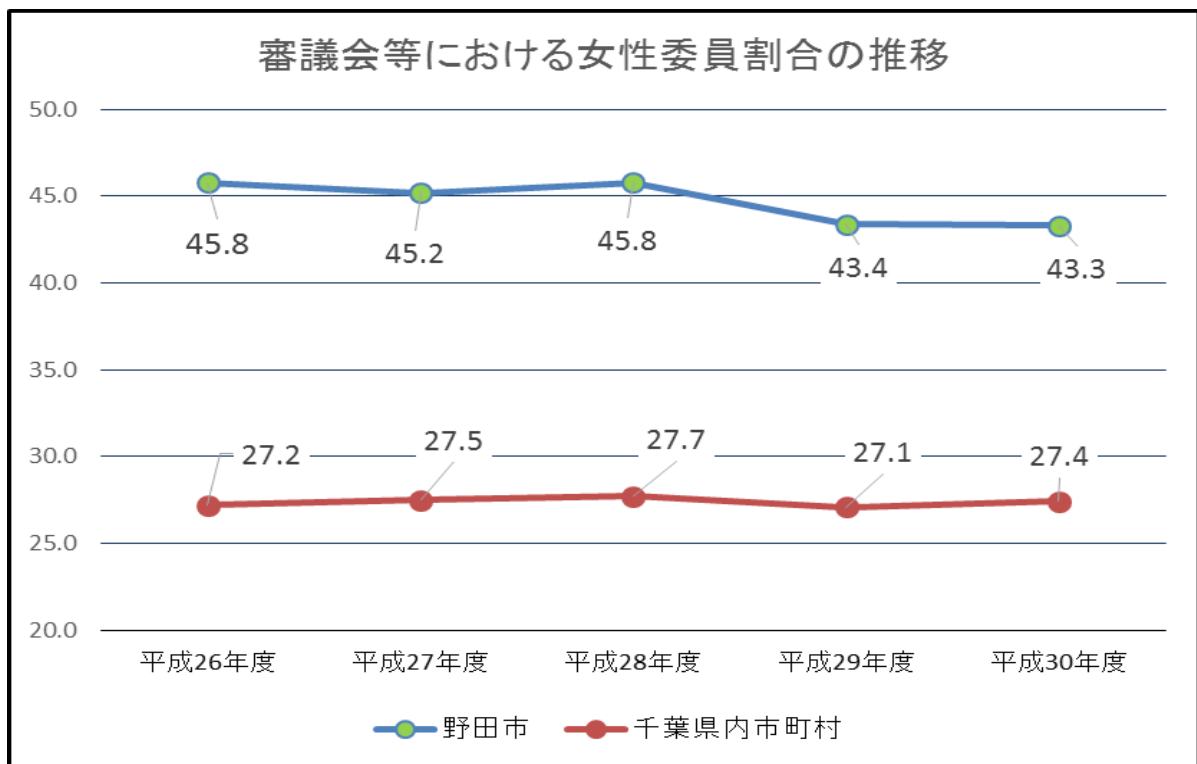
しかし、その一方で、女性のいない審議会等は同日現在、調査対象45審議会等の中、4審議会等が残っており、引き続き、女性のいない審議会等の解消に向けた取組が求められます。

国は、成長戦略の一つとして、令和2（2020）年までに公務員や企業の幹部職員に占める女性の割合を、30%程度にする目標を掲げています。そのため、上場企業を対象に女性の管理職数や数値目標の有無、育休取得者数等の情報を公開し、企業の更なる取組を促そうとしています。

市では、企業等における方針決定の場への女性の参画促進や女性の経営的地位向上、経営参加促進等に向けて、セミナーを実施するとともに、講演会、講座等の開催情報の提供等を行っています。

また、市の女性管理職の割合については、平成30（2018）年4月1日現在、100人中1人（1.0%）となっており、千葉県内市町村平均10.7%を下回っています。

女性が活躍できる社会の実現を後押しする動きが相次ぐ中、市の女性登用について、働き方や職場環境の見直し等も含めて、関係部局が連携し、様々な取組が求められます。



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より
 2. 目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合を表示
 3. 各年度4月1日現在

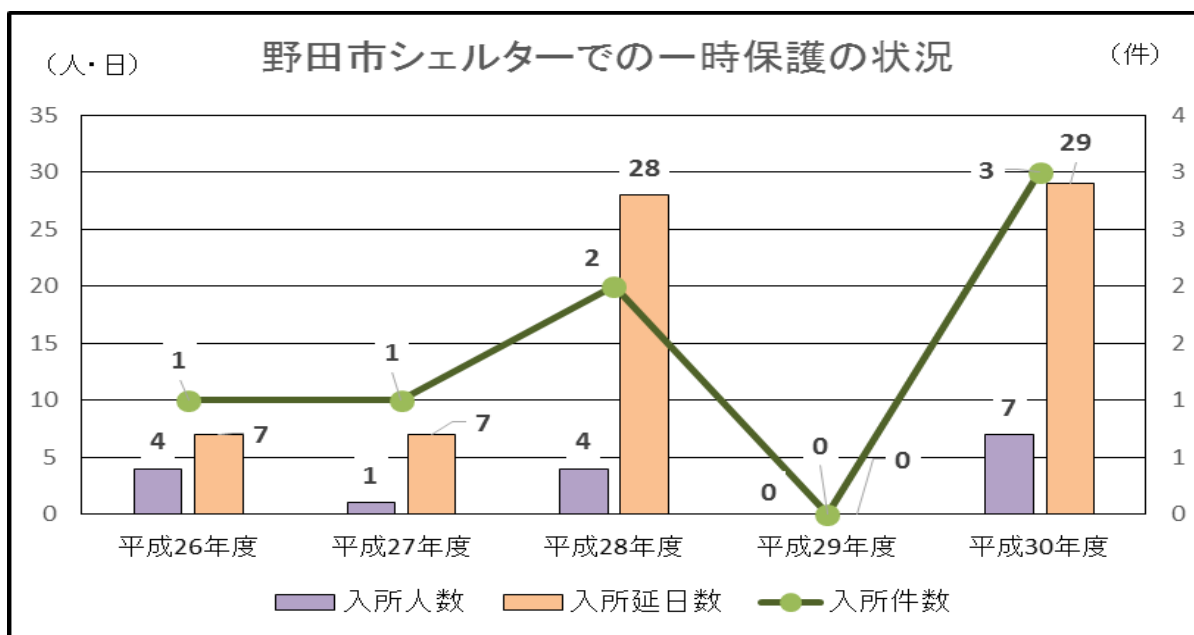
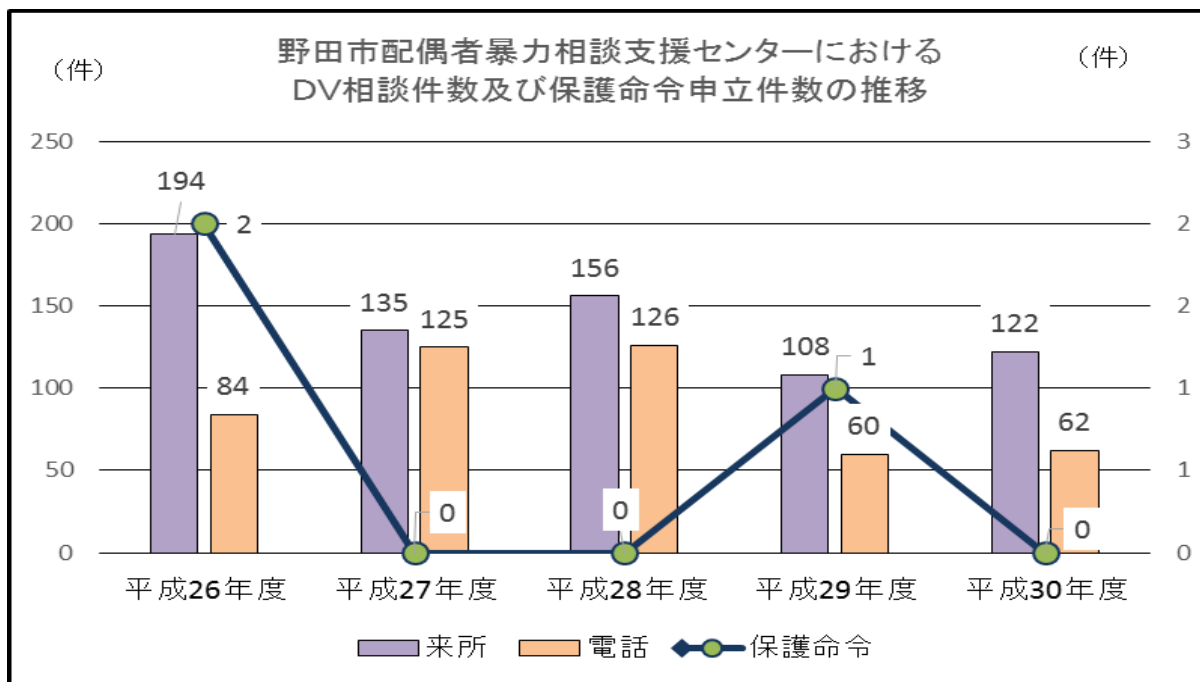
(3) 女性(異性)に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

市では、平成20(2008)年の改正DV防止法の施行を受けて、同法の施行日に合わせ、市町村の努力義務とされた「市町村基本計画」として「第2次野田市DV大綱」を策定するとともに、男女共同参画課に配偶者暴力相談支援センターを位置付けました。

当該配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数は、平成30年(2018)度184件と前年度と比較して、16件、9.5%の増となっています。

また、DV被害者への負担等を考慮し、身近な所で保護を行うことが必要ではないかと考え、平成14(2002)年に公設民営のシェルター(緊急一時保護施設)を市が設置しました。平成30(2018)年度のシェルター入所件数は3件で、平成28(2016)年度と比較すると、1件の増で、1件当たりの入所日数は9.6日で、4.4日の減となっています。

今後は児童虐待と一体的に被害の早期発見と加害者を増やさないための啓発を強化するとともに、相談、一時保護及び自立までの一貫した支援を推進していく必要があります。



(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、市民の健康を維持するとともに、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にし、男女が安心して子どもを産み育てていく上で重要なものです。

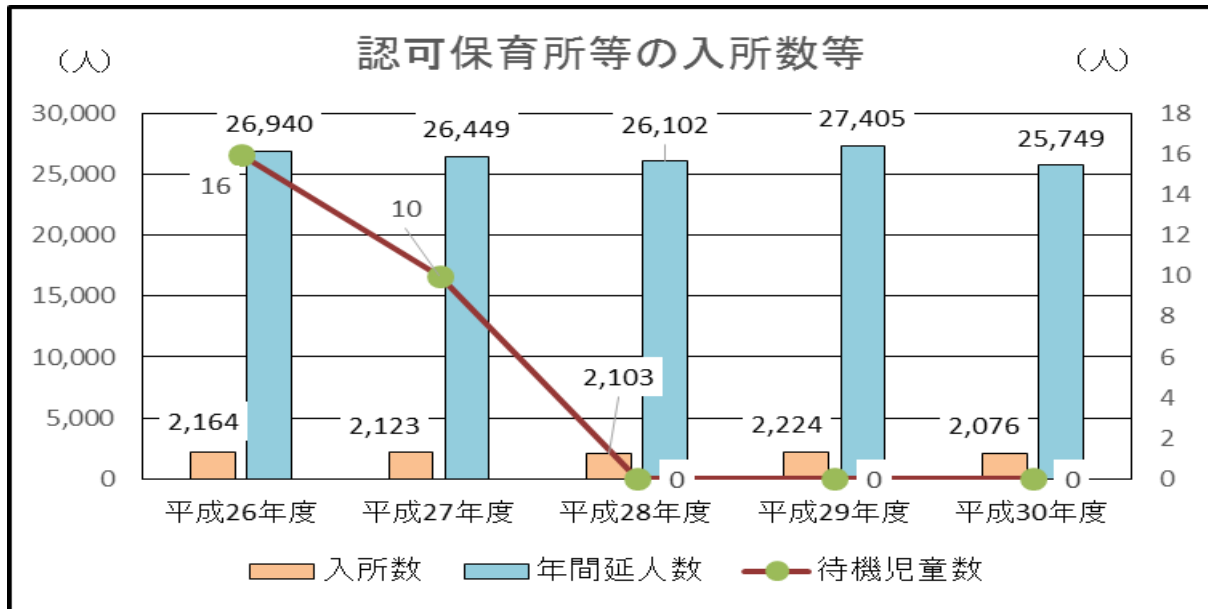
そのためには、父親の子育てへの参加や子育て期間中の働き方の見直しを進めるとともに、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備等を図ることが不可欠です。

これまで、市では、保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、

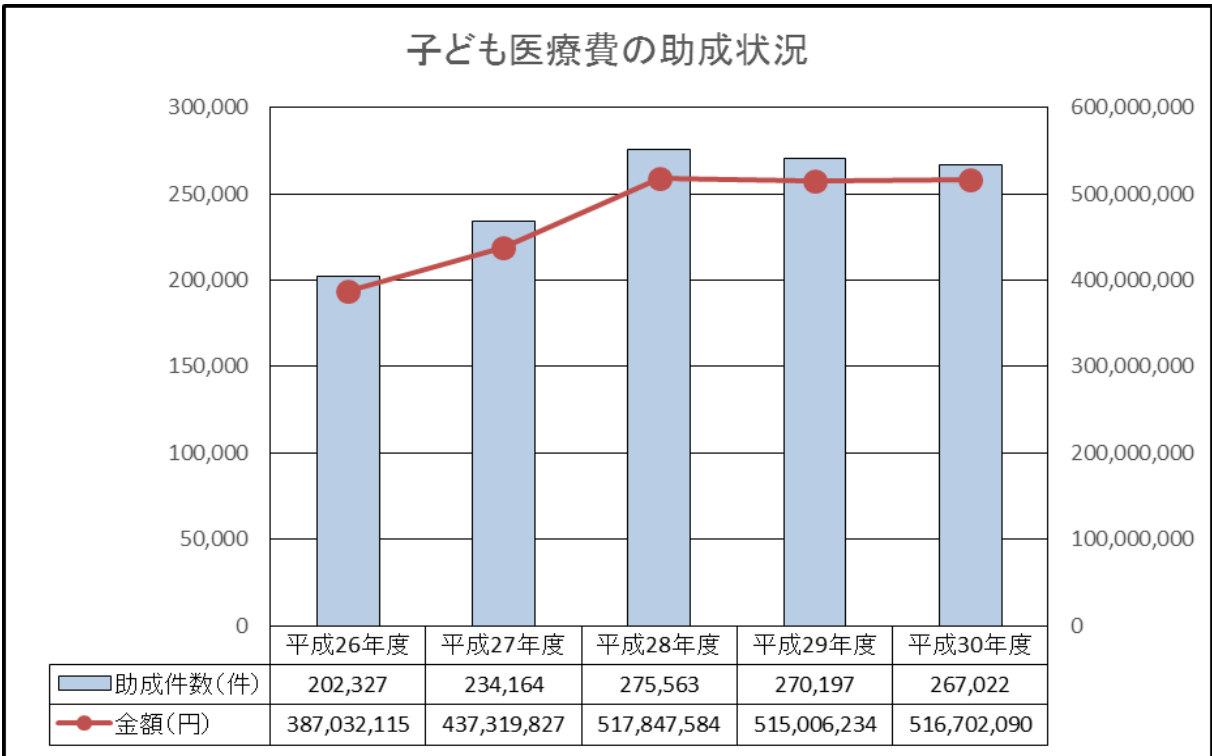
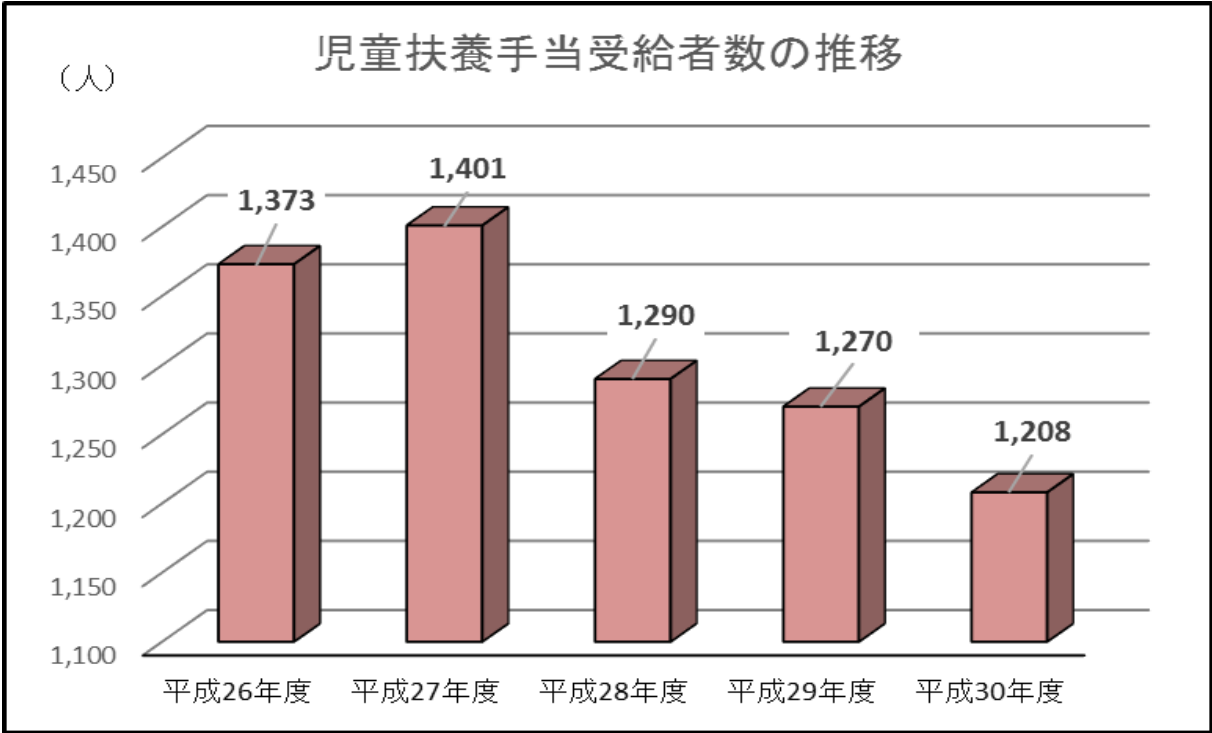
子育て支援拠点やネットワークの充実、さらに、ひとり親家庭支援として、母子・父子自立支援員による相談、求人開拓と就労支援等様々な施策に取り組んでいます。

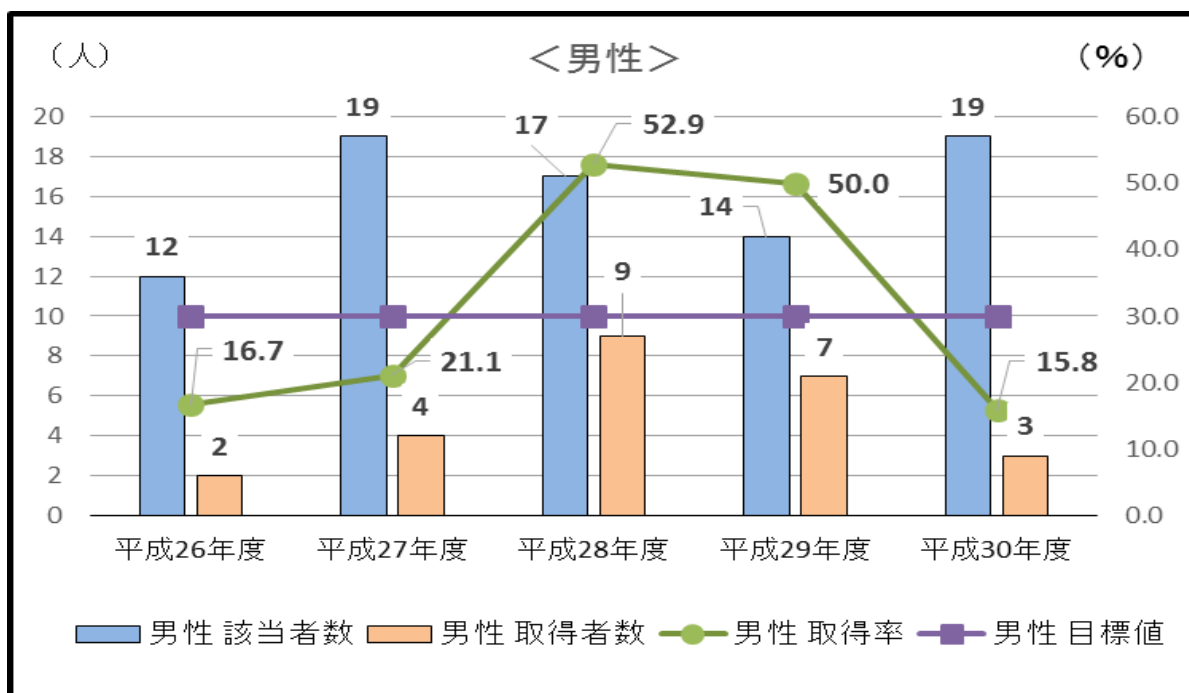
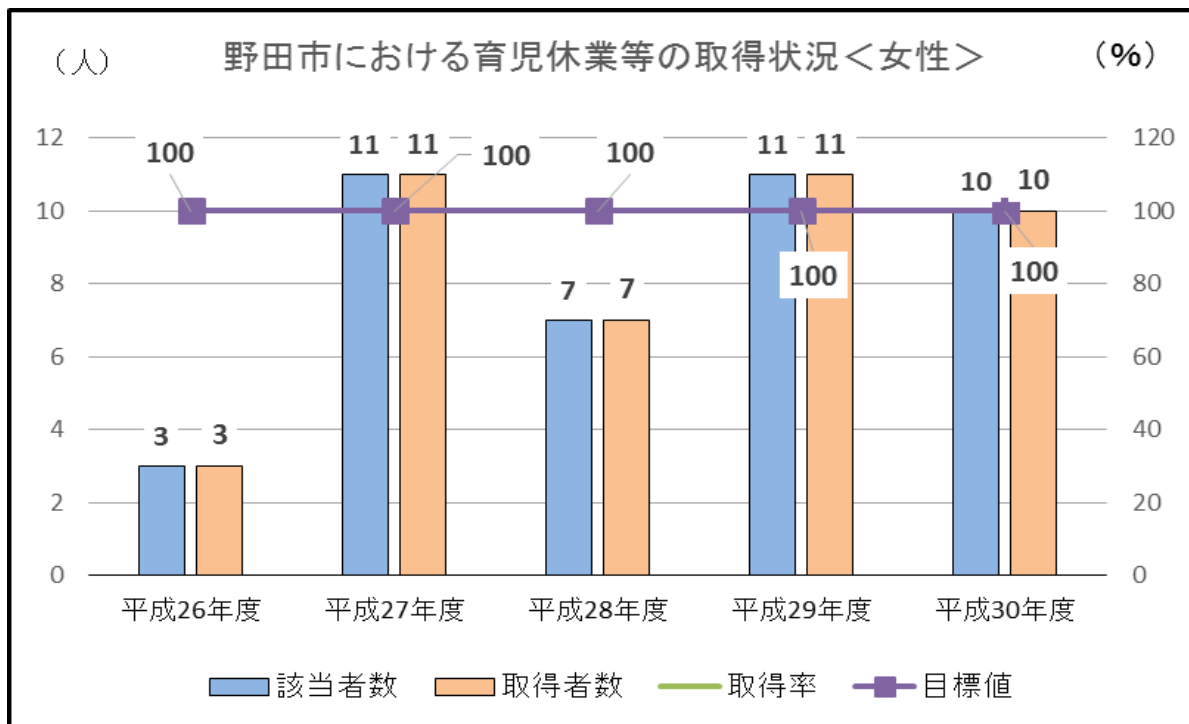
引き続き、これまでの取組を継続しつつ、平成 27 (2015) 年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現が必要となります。

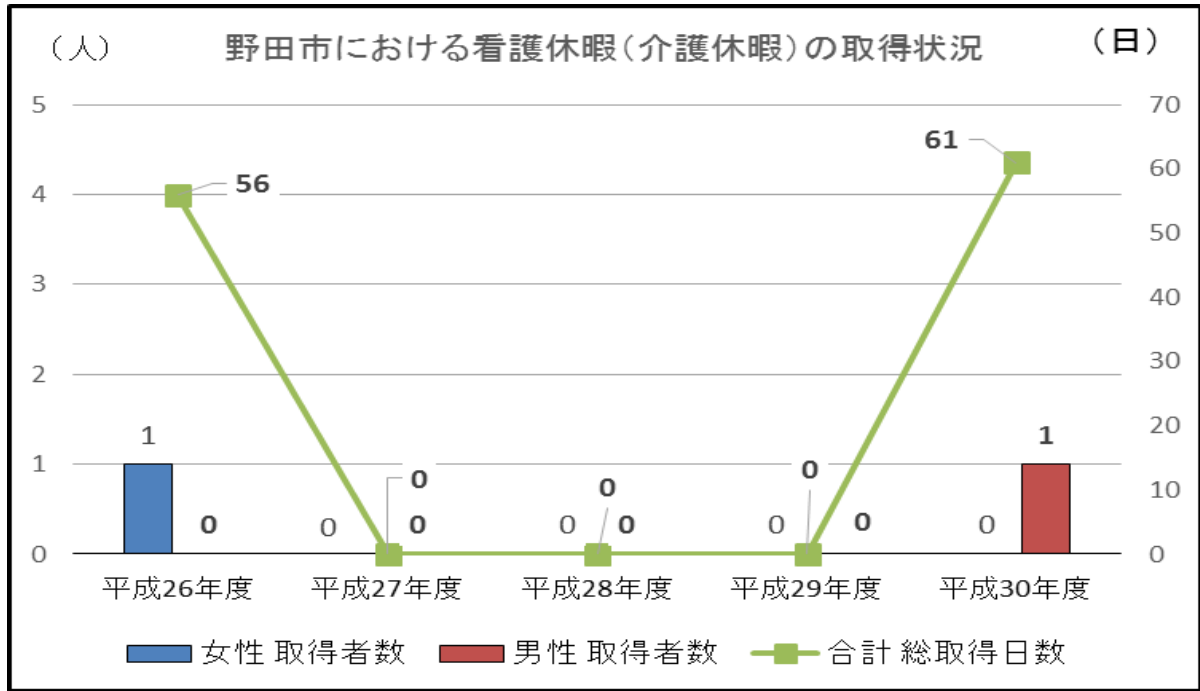
また、職場において男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、男女雇用機会均等法や育児休業・介護休業法等の周知、啓発に取り組むとともに、いまだに職場に残っている男性優位の考え方や、固定的性別役割分担意識に基づく不平等、不均衡の問題に対する見直し等を図るため、職場の意識や職場風土の改革を促しており、引き続き、これらの様々な施策に取り組む必要があります。



(備考) 入所数、待機児童数は各年 4 月 1 日現在







2 第3次野田市男女共同参画計画に基づく取組の検証

男女共同参画社会の実現に向けて、「第3次野田市男女共同参画計画」に基づき、様々な施策を総合的、計画的に展開してきました。

「第3次野田市男女共同参画計画」に位置付けた151の具体的施策について、計画全体（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）に対する取組評価見込みは次のとおりであり、その推進が着実に図られています。

なお、一つの施策に対して、複数の所管部署が関係する場合は、所管部署ごとに取組評価見込みを行っているため、施策数は一致していません。

1 全体

（令和元（2019）年度末見込み）

基本目標 進捗評価見込み	基本目標					合計 (件)	割合 (%)
	I	II	III	IV	V		
おおむね計画どおり	44	27	7	47	28	153	90.5
一部実施	2	4	3	4	2	15	8.9
未実施	0	1	0	0	0	1	0.6
合計	46	32	10	51	30	169	100

基本目標

- I 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり
- II 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶
- III 男女が共に社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充
- IV ワーク・ライフ・バランスの推進
- V 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

2 基本目標・主要施策別

基本目標	主要施策	評価見込み		
		おおむね計画どおり	一部実施	未実施
I	人権尊重意識の啓発	13	0	0
	各種相談窓口の充実、連携	9	1	0
	家庭における男女平等意識の啓発	6	1	0
	学校における男女平等教育の推進	8	0	0
	多様な生涯学習の推進	3	0	0

基本 目標	主要施策	評価見込み		
		おおむね計 画どおり	一部 実施	未実施
I	固定的性別役割分担意識の是正と慣行の見直し	5	0	0
II	性の尊重と女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発	1	1	0
II	DV被害防止に向けた啓発	4	0	1
	配偶者暴力相談支援センター業務の推進と情報管理の徹底	12	0	0
	児童虐待等防止対策の充実	3	0	0
	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止対策の推進	2	1	0
	ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進	5	2	0
III	審議会等における女性の参画推進	0	1	0
	女性職員の人材育成	1	1	0
	企業・団体等に対する啓発及び取組の促進	1	1	0
	商工業・農業経営等への女性の参画促進	2	0	0
	男女共同参画の視点に立った地域防災対策の推進	3	0	0
IV	働き続けやすい環境の整備促進	6	1	0
	子ども・子育て環境の整備、充実	17	1	0
	ひとり親家庭に対する支援の充実	11	0	0
	子育て情報の提供推進	1	0	0
	地域活動に参加しやすい環境づくり	8	0	0
	再就職のための支援体制整備	3	1	0
	女性のチャレンジ支援	1	1	0
V	性差医療に関する知識の普及	2	1	0
	妊娠・出産・育児支援の充実	5	0	0
	高齢者等の福祉の充実	13	0	0
	介護支援策の充実	7	0	0
	外国人のための情報提供及び生活支援策の推進	1	1	0
合計		153	15	1

第3章 基本的考え方

1 計画の基本理念

本計画の策定に当たっては、野田市総合計画の基本方針に掲げる「人権尊重・男女共同参画社会の推進」を実現するため、現行計画の基本理念を継承し、様々な施策に取り組みます。

【基本理念】

「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、5つの目標を掲げて施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

人権の尊重と男女平等についての理解を深めるための啓発や、子どもの頃からの教育を始め、学校、家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野において、教育・学習機会の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

女性（異性）への暴力の防止及び根絶に向けて、啓発活動の充実、強化を図るとともに、DV被害者やその家族が安心して暮らせるよう、引き続き、関係機関と連携し、DV被害者の相談対応に加えて、相談、保護から自立まで一貫した、きめ細かい支援等を行います。

また、DVは児童虐待と密接な関係があることから、DVと児童虐待を一体化した支援を推進します。

基本目標Ⅲ 男女が共に社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充

男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現を目指します。また、あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて、市が率先して取り組みます。

市においても、女性の活躍推進に向けた国の取組等に適切に対応しつつ、女性の登用を積極的に進め、指導的立場の女性が増えるよう、民間企業や地域等への働きかけを積極的に行います。

基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、仕事や家庭における固定的性別役割分担意識の解消を図ります。また、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により、就業を中断することなく継続できるよう、安心して子育てに取り組める環境づくり等に取り組みます。

基本目標Ⅴ 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

生涯を通じた女性の健康維持・増進のため、妊娠・出産期、高齢期等ライフステージに応じた情報提供や支援を行うなど、生涯を通じた健康づくりに向けて、様々な取組を推進します。

また、高齢者が、その意欲や能力を生かして生きがいを持って生活できるよう、社会参画の促進のための支援を充実するとともに、障がいのある人や外国人の生活安定と自立のための支援の充実を図ります。

男女が共に介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービスや相談事業等の充実に取り組みます。

3 社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目

男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に各種施策を推進するとともに、特に重要性や緊急性等の高い事項については、重点的に取り組んでいくことが必要です。

そのため、第4次計画では、5つの基本目標のもと、各種施策を推進する中で、社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき3つの重点項目を設置します。

《重点項目》

- 1 様々な活動の場における男女共同参画の推進
- 2 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスへの取組の推進

重点項目1 様々な活動の場における男女共同参画の推進

あらゆる分野において、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

特に市の政策や方針決定過程において、女性の参画が推進されることにより、バランスのとれた質の高い行政サービスの提供が可能となります。

あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて取り組みます。

◆対応する具体的施策の番号	77、78、79、84、85
---------------	----------------

重点項目2 女性（異性）へのあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

女性（異性）への暴力の防止及び根絶に向けて、啓発活動の充実、強化を図るとともに、DV被害者やその家族が安心して暮らせるよう、引き続き、関係機関と連携し、DV被害者の相談対応に加えて、相談、保護から自立まで一貫した、きめ細かい支援等を行います。

また、児童虐待事件の再発防止策を包含した取組を推進します。

◆対応する具体的施策の番号	3、10～15、33、37～41、42～53、54～65、66～67、68～70、71～76
---------------	--

重点項目3 ワーク・ライフ・バランスへの取組の推進

男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、仕事や家庭における固定的性別役割分担意識の解消を図ります。

また、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により、就業を中断することなく継続できるよう、安心して子育てに取り組める環境づくり等に取り組めます。

◆対応する具体的施策の番号	32、34、89、92、94、97、98、100、104、105、111～113、115、116、129～131、132、133、136、137
---------------	--

4 計画策定に当たっての考え方

計画策定に当たって、これまでの進捗状況について評価と検証を行うとともに、関係法令や市の関係計画等との整合性を図りつつ、男女共同参画を取り巻く環境の変化等を勘案し、特に重要な視点として、次の3つの視点により、総合的に策定します。

《計画策定に当たっての重要な視点》

- (1) 女性の社会参加の推進
- (2) 女性（異性）へのあらゆる暴力の根絶
- (3) 子ども・子育て支援の充実

視点（1）女性の社会参加の推進

① あらゆる分野への女性の参画拡大

男女共同参画社会の形成のためには、男女が、働く場、地域等社会のあらゆる分野の意思決定過程に対等に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことが必要です。

国は、政策・方針決定過程において「指導的地位」に占める女性の割合は緩やかに増加しているものの、その水準は依然として低く、国が定める「2020年30%の目標」達成については、ハードルが非常に高いとの観測も流れています。

こうした状況の下、国は、女性の活躍推進を強力に打ち出しており、それに伴い、役員や管理職に女性を登用したり、女性の管理職比率等について目標数値を示したりする企業が増えています。女性登用について、数値目標を掲げることは、男性の経営層・管理職層の意識改革に大きな意味を持つと考えられます。

本市においても、審議会等への女性委員の登用を始めとして、女性の社会参加に向けた取組を進めています。男女共同参画の視点からの防災の取組として、市防災会議における女性委員の割合を高めるため、公募委員を女性に限定したほか、関係団体の代表として女性を推薦するよう依頼するなど、社会の流れや市民ニーズ等に的確に対応した取組も適宜行っていますが、いまだ十分とは言えない状況にあります。

こうしたことから、男女共同参画社会の実現に向けて、国の動向等に的確に対応しつつ、あらゆる分野において指導的な地位に就く女性が増えるよう、取り組む必要があります。

※P.15のグラフ参照

② 女性の活躍による社会経済の活性化

女性の年齢階級別労働力等について、昭和50（1975）年からの変化を見ると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて緩やかになっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

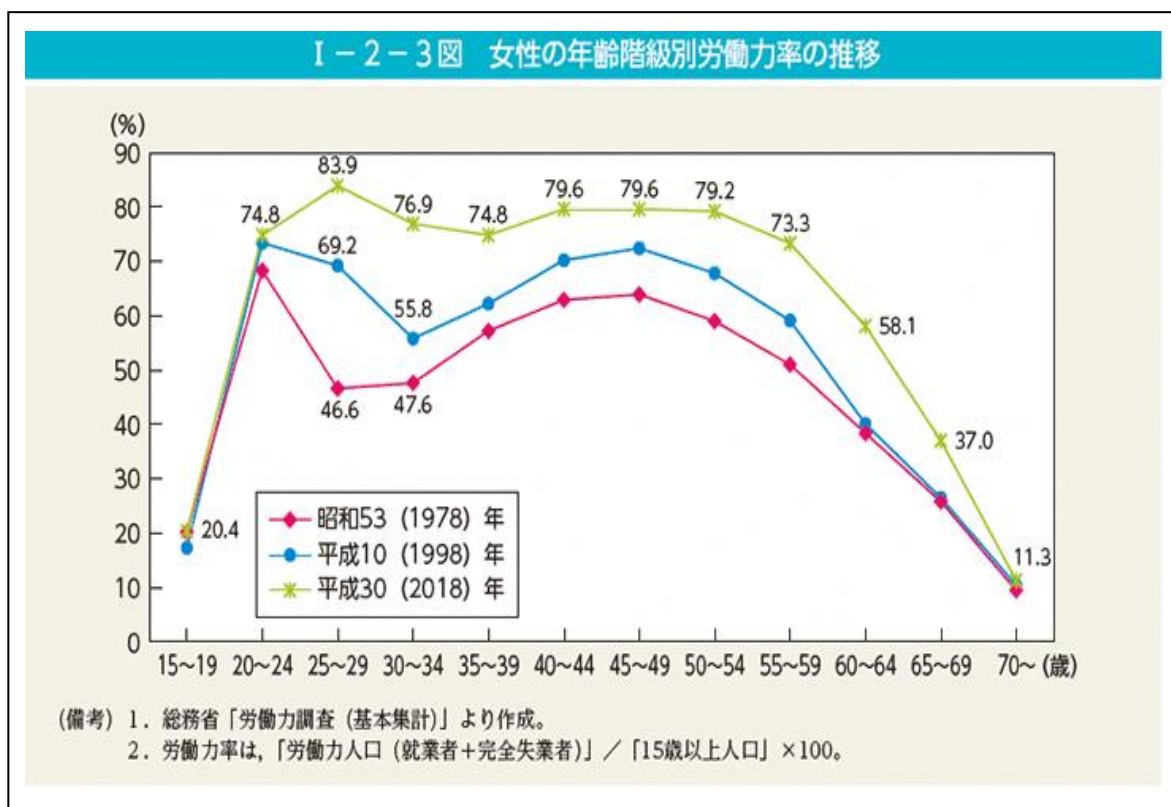
また、近年、既婚女性の就業率は上昇していますが、30歳前後の女性では、就業継続の難しい非正規雇用者が増えているため、依然として出産後

の離職者は多いとされています。

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、日本の強い経済を取り戻すためには、女性の活躍推進が不可欠です。

そのためには、企業や事業者等に対して、女性管理職に対する積極的な改善措置（ポジティブ・アクション）等の女性活躍の推進について働きかけを行うとともに、経営面等における多様な人材の活用（ダイバーシティ（多様性））の促進を図る取組が必要です。

あわせて、女性の就職・継続就業の支援、育児や介護等を理由として離職した女性の再就職の支援等、女性の就業を支援し、女性の雇用拡大に資する環境整備等の取組を推進するなど、多方面からきめ細かな対策を講じることが必要です。



※内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」引用

視点（２）女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

内閣府が平成 29 (2017) 年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者等から暴力を受けたことがあると回答した割合は、女性は 31.3%、男性は 19.9%となっており、3割の女性が1度でも暴力を受けたことがあると回答している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る機能として設置され

る配偶者暴力相談支援センターの数は毎年度増加しています。平成 30（2018）年 3 月現在、全国 283 か所（うち市区町村が設置する施設は 110 か所）が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っているとして、平成 28（2016）年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は 10 万 6,367 件で、毎年度増加しているとしています。

市の配偶者暴力相談支援センターにおける DV 相談件数も増加傾向を示しています。

また、「DV 防止法」は、3 回目の改正が行われ、平成 26（2014）年 1 月 3 日に施行されました。これにより、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。配偶者の範囲が、これまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者も含められることとなり、保護対象が拡大されたことから、DV 相談件数も増加することが予想されます。

女性（異性）に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の中でも最も基本的なものの一つです。

近年、若年層の男女間における暴力（交際相手からの暴力）の問題が注目されています。内閣府が平成 29（2017）年にまとめた上記の調査で、交際相手から被害経験を性別で見ると、10～20 代の頃の経験として、女性は 37.6%、男性は 15.9%が被害にあったと回答をしており、配偶者等からの暴力を同程度の割合となっています。

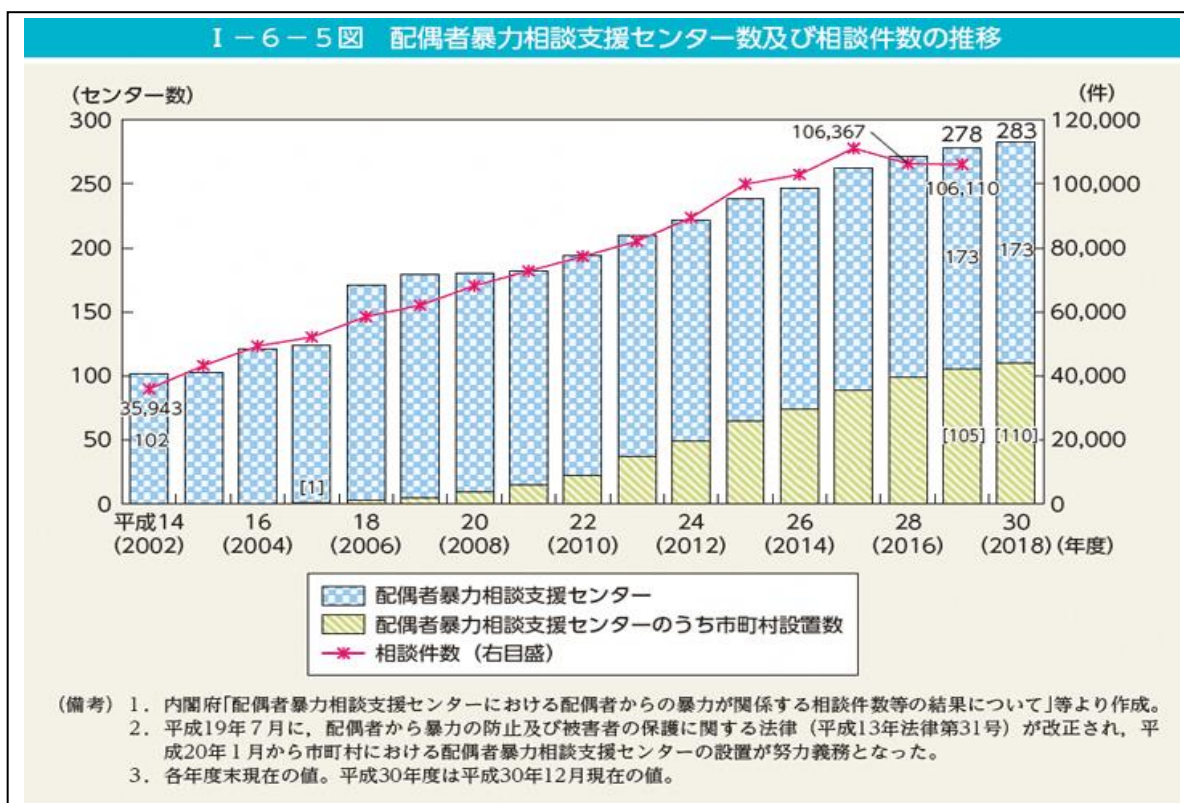
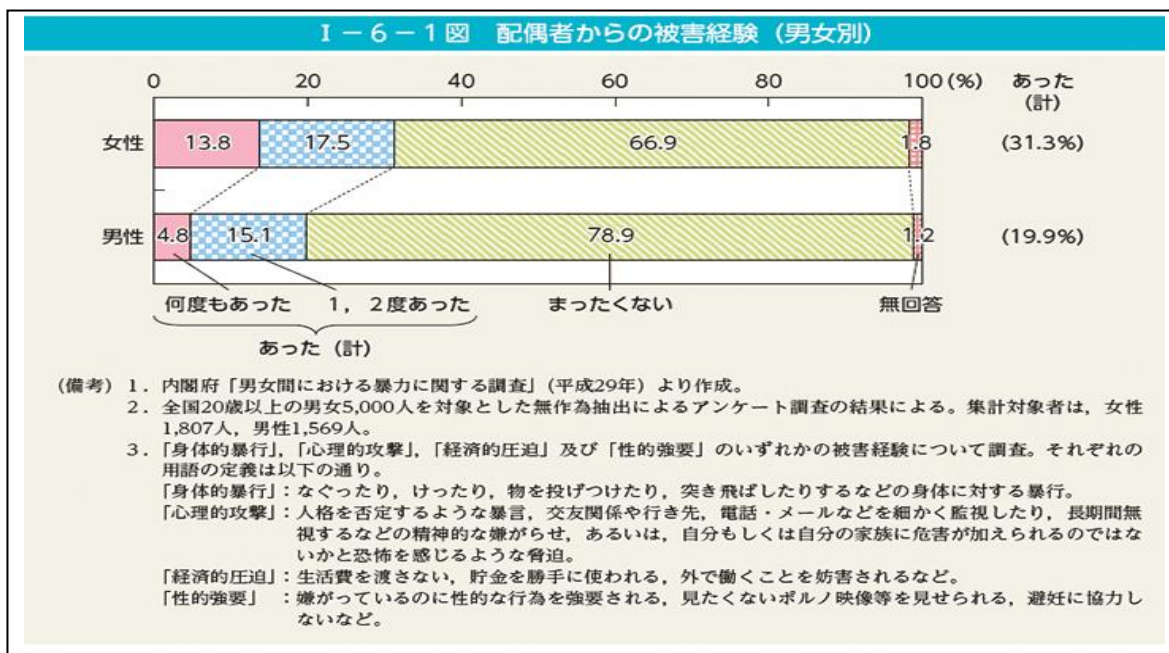
女性（異性）に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、暴力の発生を未然に防ぐため、引き続き、学校における人権教育及びデート DV 講演会の推進や、家庭、職場、地域での人権啓発活動に取り組む必要があります。

また、市では、平成 14（2002）年に「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定するとともに、公設民営のシェルター（緊急一時保護施設）を設置し、平成 20（2008）年には、「第 2 次野田市 DV 大綱」を策定するとともに、男女共同参画課に配偶者暴力相談支援センターを位置付けました。

このことから、避難してきた DV 被害者と同伴者の安全確保を最優先に考えて的確な対応を図るとともに、各関係部局及び関係機関等と連携し、相談から保護、自立まで一貫した、かつきめ細かい支援の充実が求められます。また、DV 被害者を支援する際には、情報管理の徹底に努める必要があります。

さらに、DVは児童虐待と密接な関係があることから、DVと児童虐待を一体化した支援が求められています。

また、改正「男女雇用機会均等法」が平成29(2018)年6月に公布され、令和2(2020)年4月に施行されることを踏まえ、雇用の分野におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに対する関心が高まる中、同法の一層の理解促進が求められています。



※内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」引用

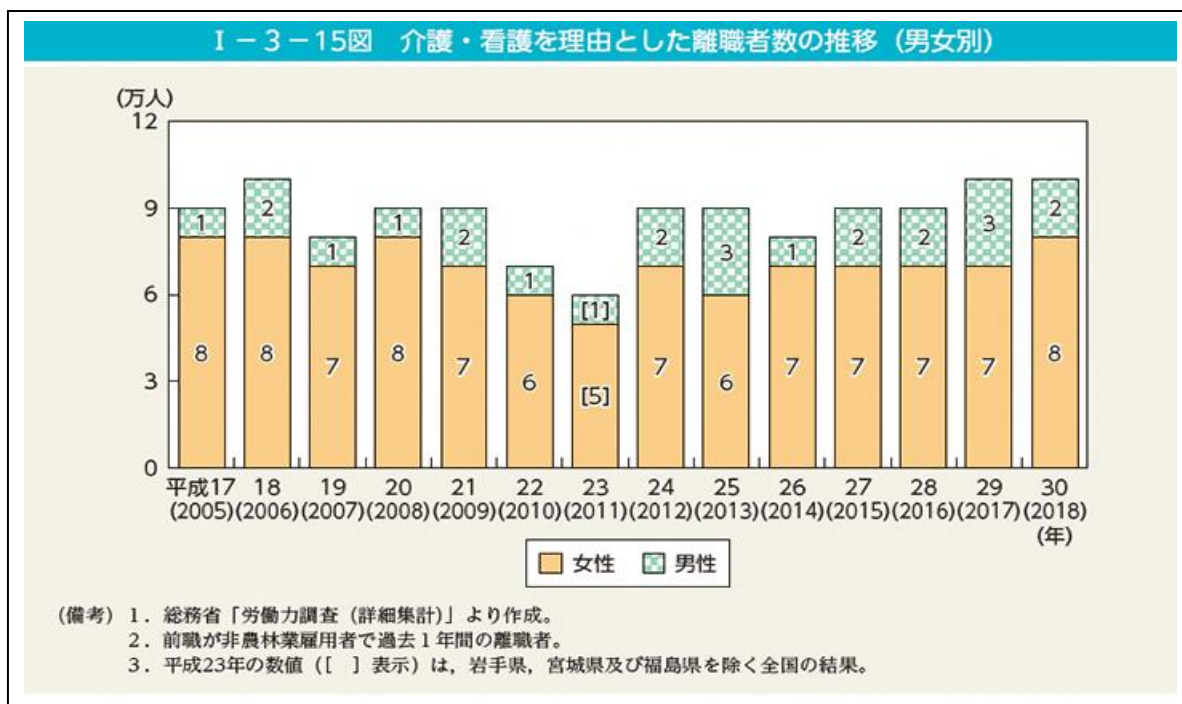
視点（３）子ども・子育て支援の充実

男性同様に働く女性が増える一方、依然として、家事・育児は女性に依存しているという状況がうかがわれる中、仕事と家庭の両立を実現する支援の取組は、少子化の解消にもつながります。

女性があらゆる分野で活躍していくためには、多様なライフスタイルに応じた子育てや介護等に係るサービスを始めとした、子ども・子育て環境の整備、充実が求められています。国は、平成 29（2017）年度末までに確保するとした 50 万人分の保育の受皿を達成しましたが、女性就業率 80% に対応するために、令和 2（2020）年度末までに約 32 万人分の受け皿を整備し、待機児童の解消に全力で取り組むとしています。

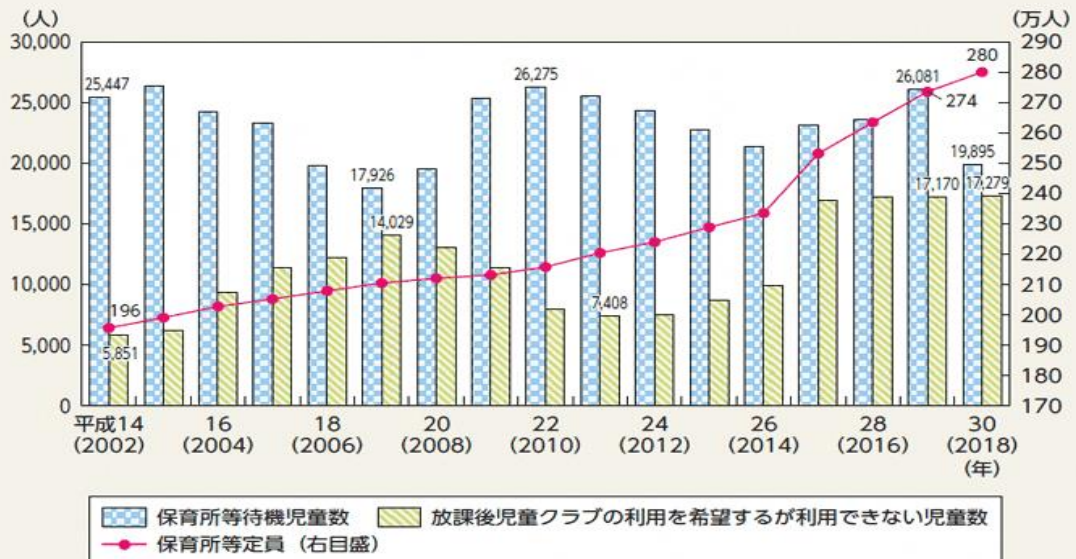
市では、これまでも延長保育の充実、保育所の施設整備の推進、一時保育の拡充及び学童保育所の受入れ体制の整備等、子育て支援策の整備、充実や、ひとり親家庭への支援の充実等に取り組んでいます。

少子化や核家族化、女性の社会進出を背景に、子育て支援、保育サービスの効果的な提供が求められる中、平成 27（2015）年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境を実現し、男女ともに働きやすく生きやすい社会づくり等に取り組む必要があります。



※内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」引用

I-3-14図 保育所等待機児童数と保育所等定員及び放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数の推移

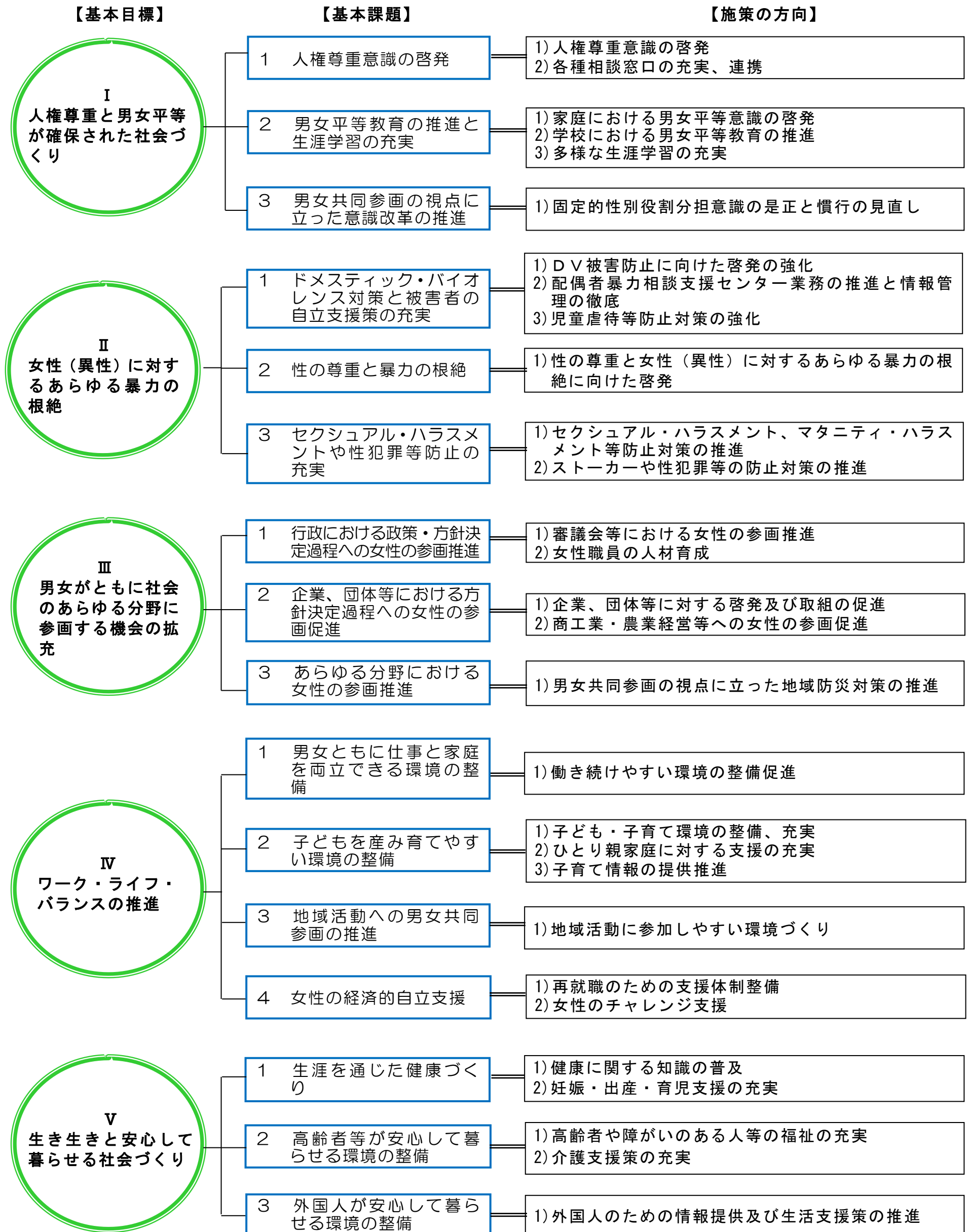


- (備考) 1. 保育所等待機児童数、保育所等定員は、平成26年までは厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」、平成27年以降は「保育所等関連状況取りまとめ」より作成。放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」より作成。
2. 保育所等待機児童数、保育所等定員は、各年4月1日現在。放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、各年5月1日現在。
3. 平成27年以降の保育所等待機児童数、保育所等定員は、平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業（うち2号・3号認定）を含む。
4. 保育所等定員は、平成27～29年は保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の認可定員並びに幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の利用定員。平成30年は保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員。
5. 平成27年以降の放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象を小学4～6年生にも拡大をしたため、当該人数も含まれている。
6. 東日本大震災の影響により、平成23年値は、保育所等待機児童数は岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町を除く。また、同年の放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、岩手県宮古市・久慈市・陸前高田市・大槌町、福島県広野町、檜栗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村を除く。

※内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」引用

第4章 計画の内容

1 施策の体系



第4章 計画の内容

2 施策の内容

基本目標Ⅰ 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

基本課題	1) 人権尊重意識の啓発
	2) 男女平等教育の推進と生涯学習の充実
	3) 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進

人権の尊重とは、私たち一人一人が、かけがえのない価値と尊厳を持った存在であることを認め合い、お互いの個性や能力を尊重することであり、社会の基礎となるものです。

また、男女共同参画社会とは、性別にかかわらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識をなくし、責任を分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

したがって、人権の尊重は、男女共同参画社会の実現に不可欠なものです。男女共同参画社会を実現するため、多様な生き方が尊重され、男女共同参画に関する様々な課題の背景となっている、性別による固定的役割分担意識を見直し、人権尊重の理念に関して、正しく理解する取組を推進します。

男女平等についての理解を深めるための啓発や、子どもの頃からの教育を始め、学校、家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野において、教育・学習機会の充実を図ります。

基本課題 1 人権尊重意識の啓発

施策の方向	1) 人権尊重意識の啓発
	2) 各種相談窓口の充実、連携

人間が人間らしい生活をする上で、生まれながらにして持っている権利を、基本的人権といいます。日本国憲法では、「基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」によって確立されたものであり、「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。基本的人権の内容には、自由権・平等権・社会権などの権利があります。また、現代社会の進展によって、環境権や知る権利などといった「新しい人権」が生まれてきています。

各種相談窓口に寄せられる相談も年々複雑多岐にわたっていることから、引き続き相談者のニーズに応えられるよう、各相談窓口の更なる充実を図ると共に、関係各課・機関と連携し、適切な対応が必要です。

さらに、情報通信技術の発達と情報通信機器・サービスの急速な普及により、インターネット利用による、女性（異性）に対する人権侵害となる暴力被害や性犯罪被害に遭う子どもが後を絶たないなど、深刻な問題も発生しています。

子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育成し、子どもの情報に対する理解や知識を深め、安全に安心して利用できるような取組を推進することが重要です。

グローバル化の進展に伴い、LGBTなどの性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）についての社会的認知度も高まりつつある一方、ヘイトスピーチと呼ばれる国籍、民族、性等の属性を理由に、人種や社会的マイノリティを否定する言葉の暴力も発生しています。LGBTなどの性的少数者を始めとして、マイノリティの人間としての尊厳に対し、人々への理解の促進を図ることが必要です。

施策の方向 1) 人権尊重意識の啓発

人権尊重や男女共同参画への理解を推進するため、あらゆる機会を通じて市民、民間団体及び企業等幅広く広報、啓発を推進します。特に子どもの頃から男女共同参画への理解を促進します。

また、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画に関する継続的な調査、研究を始めとした情報の収集、提供を行うと共に、講座等を開催し、学

習機会の充実を図ります。

表現が性別に基づく役割分担に捕らわれたものとならないよう、女性や子どもの人権尊重と男女共同参画の視点を踏まえた広報誌、出版物を作成すると共に、女性の人権を尊重した適切な表現を行うよう配慮するなど、様々な場で普及、啓発を行います。

あわせて、必要な情報を取捨選択し、主体的に読み解いていく能力（メディア・リテラシー）を向上させると共に、学校教育や社会教育の場において、情報発信者としての自覚を促すため、情報の収集や知識の習得を図ります。

また、LGBTなどの性的少数者等あらゆる人権についての理解の促進に取り組めます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
1	人権教育・啓発の推進	人権に関する講演会や講座を開催し、様々な人権に対しての啓発を推進します。	人権・男女共同参画推進課 生涯学習課 公民館
2	性同一性障害を抱える児童、生徒の相談環境の整備等	性同一性障害を抱える児童・生徒の相談や悩みに応えるため、相談しやすい環境の整備等を図ります。	指導課
3 【重点2】	コミュニティサイトに起因する人権侵害等の予防、啓発の推進	インターネット利用に起因する人権侵害や性犯罪等の予防、啓発に向けて、人権に関する知識を習得し、理解を深めるため、学校等における講演会等を開催します。	青少年課 人権・男女共同参画推進課
4	子ども人権作品展の開催	小・中学校において、人権に関する作品づくりを通して人権意識を高めると共に、児童生徒の作品展示を通して市民への人権啓発の推進を図ります。	指導課
5	子どもじんけん映画会、小学生人権教室、中学生人権講演会の開催	他人への思いやりやいたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的に、人権に関わるアニメビデオの上映や小学生人権教室、中学生人権講演会を開催します。	人権・男女共同参画推進課

番号	具体的施策	概要	所管部署
6	市の刊行物等における固定的な男女像の見直し	市の刊行物等において、性別に基づく固定観念にとらわれた表現がないか、職員一人一人が男女共同参画の視点に立って見直しを行います。	人権・男女共同参画推進課
7	メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーの一環として、男女の人権を尊重した表現等を認識できるような教育を進めると共に学習の機会を提供します。	指導課 公民館

施策の方向 2) 各種相談窓口の充実、連携

性別による差別等、男女共に直面する様々な問題に対して、相談は、その解決に向けた大きな足掛かりとなる有効な対策です。

相談の実施により、権利や人権等が侵害された場合の対応等について、その解決に向けた正しい知識や情報を提供し、解決に向けた支援の糸口が発見できます。

また、相談を通して、問題を的確に把握し、具体的な課題解決に結び付けることができるよう、総合的、継続的な支援を行うと共に、より本格的な救済手続、又は他の救済制度等へつなげていきます。

そのため、女性や子どもに関する差別等の相談を始め、人権等に係る様々な相談に対応できるよう、各相談機関の連携を図りつつ、各種相談窓口の充実、強化を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
8	一般市民相談の充実	日常生活の悩みごとや相続、離婚等の一般相談に対し、今後の対応方法のための助言や専門相談機関等の案内を行います。	広報広聴課
9	人権相談の充実	あらゆる人権問題について、人権擁護委員が市民の相談に応じ、相談者の自主的な問題解決に助言等を行い、問題解決に努めます。	人権・男女共同参画推進課

番号	具体的施策	概要	所管部署
10 【重点2】	女性のための相談窓口の充実	女性が抱えているあらゆる問題、悩み等について、女性カウンセラーが相談者と一緒に考え、問題解決に努めます。	人権・男女共同参画推進課
11 【重点2】	DV相談窓口の充実	DV（配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係にある者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力）被害女性の相談に対し、被害女性の意思を踏まえた上で、最善の支援策や法制度の教示を行います。 また、行政支援が必要な相談者に対し、市職員が適切な窓口へ同行し、きめ細かな支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)
12 【重点2】	母子家庭・婦人相談の充実	母子家庭等の自立を図るため、母子・父子自立支援員が相談者のニーズに合った情報提供や生活相談の助言を行います。	児童家庭課
13 【重点2】	「男性のための電話相談」の実施	男性が抱える様々な悩み、男性ならではの悩みについて、男性カウンセラーが相談者と一緒に考え、問題解決に努めます。	人権・男女共同参画推進課
14 【重点2】	児童・青少年問題についての相談事業の充実	多様化・複雑化している児童や青少年の悩みを解消するため、家庭児童相談、青少年相談において、きめ細かな支援を図ります。	子ども家庭総合支援課 青少年センター
15 【重点2】	児童虐待相談受付電話「子どもSOS」の運営と周知	虐待を受けている子ども本人や虐待の疑いのある親子を発見した人からの通報及び虐待をしているのではと悩んでいる保護者等からの電話相談に対応し、児童虐待の未然防止や早期発見等に努め、関係機関との連携を密に図りつつ、きめ細かな支援を行います。	子ども家庭総合支援課

番号	具体的施策	概要	所管部署
16	障がい者総合相談の充実	基幹相談支援センターを中心として、障がいのある人が、生きがいをもって地域の中で自立した生活ができるよう支援するため、障がいのある人やその家族等に対し、日常生活上の相談を受け、連携しながらきめ細かな支援を図ります。	障がい者支援課

基本課題 2 男女平等教育の推進と生涯学習の充実

施策の方向	1) 家庭における男女平等意識の啓発
	2) 学校における男女平等教育の推進
	3) 多様な生涯学習の充実

男女共同参画社会の実現には、男女が共にその趣旨を理解することが重要であり、一人一人の個性と能力を認め、互いを尊重し合える精神を育むことが基礎となります。そのため、職場や家庭において、男性が主体的、積極的に関わることが欠かせません。

しかし、私たちの身の回りでは、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識や社会的な慣行が依然として残っており、この考えが子どもの意識形成に大きく影響を及ぼしています。

また、人間の意識の形成に当たって、教育は極めて大きな役割を果たしています。

そのため、未来を創る子どもたちが、男女平等、男女共同参画の理念を理解し、将来の人間形成、自己形成につながるよう、学校、家庭及び地域等において、男女共同参画の視点に基づく教育や学習を推進し、意識の醸成を図ることが重要です。

個人の活動の自由な選択が制限されないことがないよう、また、多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるよう、性別、年齢を問わず、生涯を通じて、ライフステージに応じたきめ細かな学習機会が求められます。

また、性別に関わらず、学校や家庭において、生命尊重、人権尊重の観点から発達段階に応じた適切な性教育等の啓発を行うことが必要です。

施策の方向 1) 家庭における男女平等意識の啓発

未来を創る子どもたちが、固定的性別役割分担意識や社会的な慣行に捕らわれず、各々の個性と能力を十分発揮して成長できるよう、子どもが生まれる前から保護者に対し、男女共同参画に関する意識啓発及び学習機会の充実に努めると共に、両親共に、特に父親として妊娠期からの子育て参加を推進します。

あわせて、子どもに対しても、家庭において、幼少期から男女平等、男女共同参画の考え方等に関する意識の醸成を図ります。

その場合に、各家庭を取り巻く環境は、それぞれ異なります。個々の状態に応じたきめ細かな支援を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
17	子育てに関する講座の充実	男女が平等に共同して子育てを担っていく意識を醸成するため、両親学級や家庭教育学級等の学習機会の充実を図ります。	公民館
18	家庭教育学級の充実	幼児、小・中学生の保護者に対し、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割等、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性を学び、互いを尊重し協力する意識啓発を推進します。	公民館
19	家庭教育に関する意識の醸成	幼稚園や保育所、小・中学校等異年齢、異学年との交流活動及び保護者や地域の人々との交流活動を通して、男女平等意識の醸成を図ります。	保育課 指導課
20	ブックスタートの推進	絵本を仲立ちとした子どもへの言葉かけ、特に乳幼児への言葉かけを意識的に増加させるため、ブックスタートを推進します。	興風図書館 保健センター
21	おやこの食育教室の開催	保健センターの調理室等を活用した食事づくり等、親子での体験活動を通して食育を推進します。	保健センター

施策の方向 2) 学校における男女平等教育の推進

一人一人が個性と能力を発揮して自分の生き方を自由に選択できるよう、児童生徒に対する人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進します。

そのため、学校教育活動全体を通じて、男女共同参画についての理解を深めるための学習機会の充実を図ります。

一方、進路指導や生徒指導等において、多様な生き方を尊重する男女共同参画の視点を取り入れた取組を推進すると共に、親、教職員等に対し、男女共同参画の理解を深めるため、啓発活動の実施、学習機会の提供を図ります。

子どもの健全な育成を図り、男女が互いの性を理解、尊重できるよう、学校教育の場や家庭で発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を推進すると共に、親に対し、家庭での性教育の必要性についての啓発に取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
22	人権教育、男女平等教育の推進	毎年、学校人権教育研究指定校2校を指定し、男女の協力や家庭と家族に関する適切な学習活動を推進します。	指導課
23 【女活】	技術・家庭科教育の充実	保育学習における乳幼児との交流等を通して、お互いが協力して家庭生活を築いていくという意識が身に付くような教育を推進します。	保育課 指導課
24 【女活】	個性重視の進路指導の充実	固定的な男女別の職業観に捕らわれず、本人の適性、希望を踏まえ、主体的に進路選択ができるよう、指導の充実を図ります。	指導課
25 【女活】	キャリア教育の推進	職場見学や職場体験学習、男女平等教育資料「自分らしく」を活用し、キャリア教育を推進します。	指導課 人権・男女共同参画推進課
26 【女活】	国際理解教育の推進	小・中学校における地域人材の活用や外国語指導助手（ALT）による国際理解教育の推進を図ります。	指導課
27	性教育の充実	児童、生徒の発達段階に応じて、性を総合的に捉え、知識を得るだけでなく、男女それぞれの特性を知り、互いを尊重し、協力する態度を育てます。	指導課
28	教職員研修の充実	男女共同参画社会づくり及び人権教育の一環として、教職員に対し、男女平等教育に関する研修等の充実を図ります。	指導課

施策の方向 3) 多様な生涯学習の充実

人権尊重を基盤にした男女平等意識を形成し、男女が共に多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現するため、誰もが地域等様々な場で人権

や男女共同参画に関する学習に参加できるよう、学習機会や情報提供の充実を図ります。

男女共同参画について理解を深めるため、参加しやすいテーマや時間帯を考慮するなど工夫を重ねて、セミナーや講座等の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
29	公民館主催事業の充実	幅広い分野で男女共同参画の実現につながるよう、市民ニーズ等に応じた内容の講座を適宜織り込み、意識啓発を図ります。	公民館
30	女性セミナー等の充実	女性問題についての理解と認識を深めるため、幅広い女性向けセミナーや講座等を企画し、意識啓発を図ります。	公民館
31	男性向けの講座等の充実	男性のための料理教室等、楽しみながら調理実習を行い、生活上の自立を支援します。	公民館

基本課題3 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進

施策の方向 1) 固定的性別役割分担意識の是正と慣行の見直し

「男は仕事、女は家庭」という、性別で役割を固定する意識、いわゆる固定的性別役割分担意識は、全ての人が、性別に捕らわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す上での大きな障壁となっています。

男女共同参画の理念は、徐々に浸透しており、固定的性別役割分担意識も解消に向かっています。しかしながら、いまだに浸透していない不十分な分野もあることから、引き続き、男女共同参画についての関心を高めながら、着実に意識改革の取組を一層推進することが重要です。

意識改革は、女性だけではなく男性に対しても、男女平等や男女共同参画の意義や必要性を共通の課題として捉え、自主的な取組を促すよう働きかけることが必要です。

施策の方向 1) 固定的性別役割分担意識の是正と慣行の見直し

男女が共に認め合い、支え合い、個性と能力を発揮して、多様な生き方を可能とするためには、社会における制度や慣行の見直しや固定的性別役割分担意識の是正や解消が必要です。

そのため、意識の醸成に向けた情報の収集、提供を図ると共に、インターネットや多様なメディアを活用した広報・啓発活動や学習機会の提供等を推進します。

市が率先して、市職員の男女共同参画に対する意識の醸成と理解の推進に取り組めます。

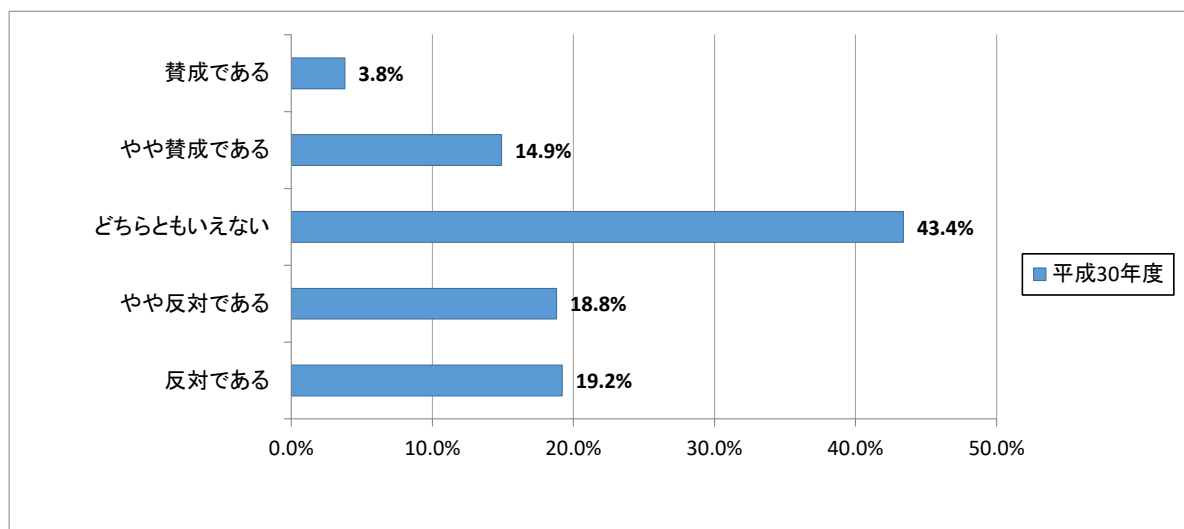
また、講演会や研修会等についても、市民が気軽に参加できるよう、多様な視点や角度から各年代層に取り入れられるテーマや講師等を選定し、内容を工夫し充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
32 【重点3】 【女活】	男女共同参画に関する講演会等の開催	一般市民を対象とした講演会等の開催に当たり、テーマや講師の選定等において工夫を重ねると共に、より効果を高めるため、目的や対象等を絞った出前セミナー等を開催します。	人権・男女共同参画推進課

番号	具体的施策	概要	所管部署
33 【重点2】	啓発情報誌の発行	市報折り込みの男女共同参画推進だより「フレッシュ」を拡充し掲載することで、男女平等意識の啓発や男女共同参画に関する情報の提供を行います。	人権・男女共同参画推進課 子ども家庭総合支援課
34 【重点3】	市職員研修の充実	階層別の職員研修に男女共同参画問題を取り入れ、職員のより一層の意識の深化を図ります。 また、女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、女性職員研修を実施します。	人事課 人権・男女共同参画推進課
35 【女活】	公共施設における男女共同参画に関する情報提供の充実	市役所、支所の行政資料コーナー及び興風・せきやど図書館の女性情報コーナーにおいて、男女共同参画に関する情報提供の充実を図ります。	人権・男女共同参画推進課
36 【女活】	男女共同参画に関する関係資料の収集及び提供	男女共同参画に関する資料や情報を収集し、広く適切に市民への情報提供を行います。	人権・男女共同参画推進課

(問 10) あなたは、「女性が家事・育児を行い、男性が仕事を行う」などの固定的性別役割分担意識について、どのようにお考えですか。

☆今回新たに追加した質問事項



(参照) 平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

基本目標Ⅱ 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

基本課題	1) ドメスティック・バイオレンス対策の強化と被害者の自立支援策の充実
	2) 性の尊重と暴力の根絶
	3) セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等防止の充実

女性（異性）に対する暴力（DV、性犯罪、売買春等）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、対応すべき最重要課題の一つです。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春等の暴力は一層多様化しており、そうした新しい形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

また、DVは児童虐待と密接な関係があることから、DV防止対策は児童虐待防止対策と一体的に取り組む必要があります。特に家庭で起こりやすいDVは、外部から見えづらいために潜在化しやすく、被害者が深刻化するなどの状況にあり、子どもにも悪影響を及ぼすことを考慮する必要があります。

さらに、近年の暴力の形態については、市が平成30（2018）年に実施した「人権に関する市民意識調査」では、「DVを1度でも受けたことがある」と回答した人の内訳は、身体的暴力と答えた人が34.5%に対して、精神的暴力と回答した人は44.8%となっており、身体的暴力より精神的暴力が多いという結果となっています。

こうした状況を踏まえ、女性（異性）への暴力の防止及び根絶に向けて、啓発活動の充実、強化を図ると共に、DV被害者やその家族が安心して暮らせるよう、引き続き、民間支援団体等の関係機関と連携し、DV被害者の相談対応に加え、保護から自立まで一貫した、きめ細かな支援を行います。

なお、配偶者等からの暴力や性暴力等の被害者について、男性、LGBTなどの性的少数者の存在も明らかになると共に、SNSなど、インターネットを介して、子どもが性犯罪被害に遭うなどの深刻な問題も発生しており、全ての被害者を視野に、総合的かつ適切な対応を図ります。

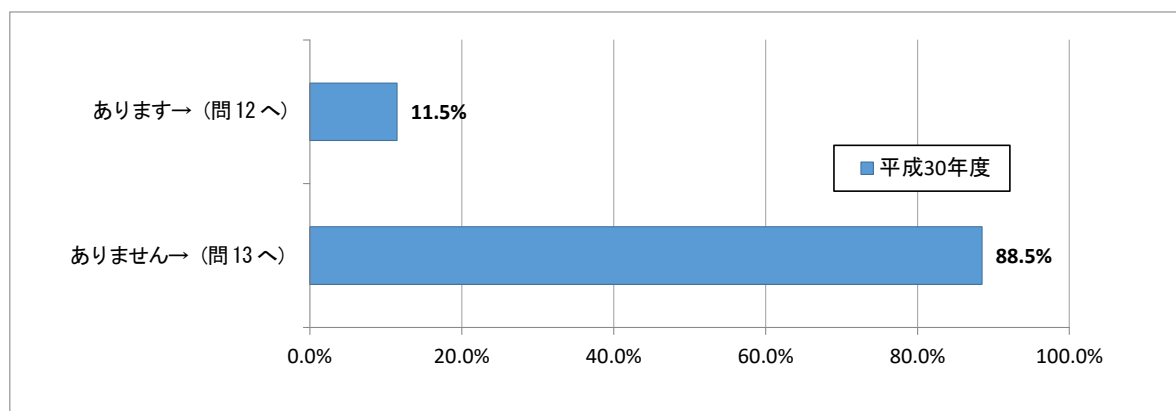
さらに、近年、モデルやアイドルのスカウトを装ったアダルトビデオ（AV）への出演強要や、女子高生（JK）らによる接客を売りにしたJKビジ

ネスと呼ばれる、高収入アルバイトへの応募をきっかけに性的な行為を強要するなど、若年層の女性を中心に性的な被害を受ける問題が発生していることから、身を守る正しい知識を得るための啓発活動や相談窓口の充実を図ります。

また、男女雇用機会均等法等の関係法令を浸透させるための広報・啓発活動を行うと共に、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等、女性が個性と能力を十分発揮できる環境づくりに取り組みます。

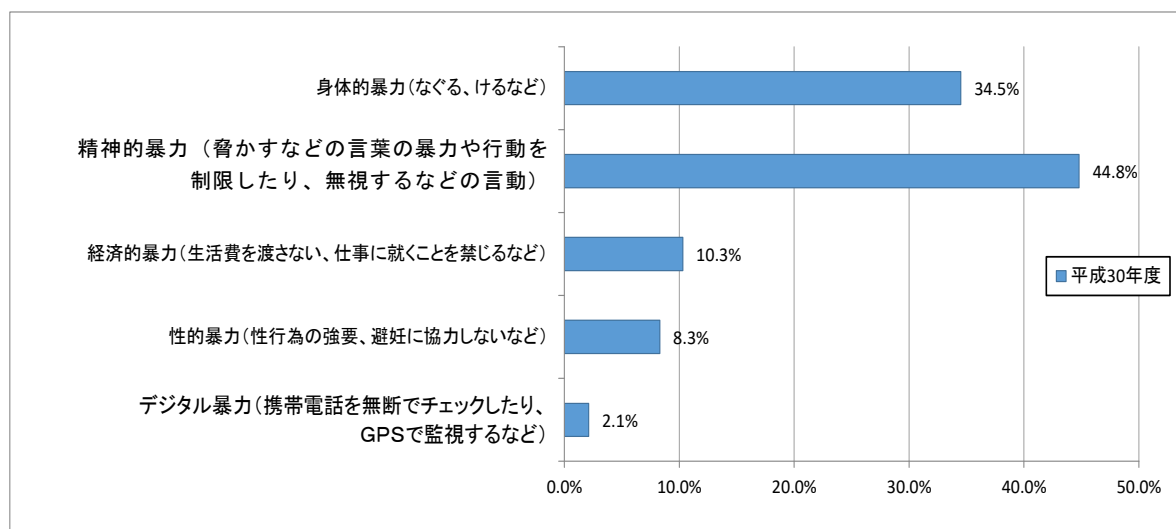
(問 11) あなたは、いままでドメスティック・バイオレンス（配偶者などからの暴力）を1度でも受けたことがありますか。

☆今回新たに追加した質問事項



(問 12) 問 11 で「あります」と回答した方に伺います。あなたが受けた暴力の内容について教えてください。(複数回答)

☆今回新たに追加した質問事項



(参照) 平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

基本課題 1 ドメスティック・バイオレンス対策の強化と被害者の自立支援策の充実

施策の方向	1) DV被害防止に向けた啓発の強化
	2) 配偶者暴力相談支援センター業務の推進と情報管理の徹底
	3) 児童虐待等防止対策の強化

異性、特に女性に対する暴力は、男女共同参画社会の実現のために克服すべき最重要課題のひとつです。

そのため、女性（異性）に対するあらゆる暴力の防止、根絶に向けて、DVや児童虐待等について理解を深めると共に、相談窓口の周知や相談体制の充実、被害者の自立支援等の各種対策の充実、強化が求められています。

DV支援においては、DVの防止から被害者の自立まで、切れ目のない支援を実現することが重要であり、その一環として、DV被害者の子どもに対する心のケアや就学支援等に留意することが大切となります。

また、DV等については、男性の側の理解が遅れがちであることから、男性への啓発活動の充実が重要となります。

児童、高齢者及び障がいがある人への虐待については、その被害が潜在化し、発見しにくい場合が多いことから、虐待を早期に発見し、適正な支援を行えるよう、関係機関との連携を充実、強化する取組が求められます。

なお、取り組みに際しては、社会保障と税の共通番号（マイナンバー）の運用に伴い、情報の共有化やワンストップ化による利便性向上等の面と併せ、情報管理の徹底が必要となります。

また、DV被害者の生命に危険が及ぶような緊急時において、スムーズな支援を行うためには、地域での機動的なネットワークの構築が不可欠であると共に、DV被害者の安全を確保し、安全で安心して自立した生活が営めるよう、個人情報の一層の管理徹底に向けた取組も重要となります。

さらに、DVと児童虐待は密接な関係があることから、DVと児童虐待を一体的な支援が求められています。

施策の方向 1) DV被害防止に向けた啓発の強化

女性（異性）に対するあらゆる暴力の防止、根絶に向けて、DV等について理解を深めるため、関係法令の周知、啓発を推進します。

また、中高生の若年層を対象にデートDV等の啓発、予防に向けた取組を拡充し、男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
37 【重点2】	DV被害防止に向けた若年層等への啓発の拡充	DV被害は若年層の間でも広がっていることから、デートDVに関する理解と予防に向けて、生徒や教職員等を対象としたデートDV講演会や研修等を実施し、啓発活動の拡充を図ります。	子ども家庭総合支援課
38 【重点2】	法制度や各種支援策の周知、啓発の充実	市ホームページ等を始め、効果的な方法、手段を活用して、DV防止法を始めとする関係法令の内容や各種支援策の周知、啓発の充実を図ります。	子ども家庭総合支援課
39 【重点2】	「男性のための電話相談」の実施 (基本目標I 13再掲)	男性が抱える様々な悩み、男性ならではの悩みについて、男性カウンセラーが相談者と一緒に考え、問題解決に努めます。	人権・男女共同参画推進課
40 【重点2】	啓発情報誌の発行 (基本目標I 33再掲)	市報折り込みの男女共同参画推進だより「フレッシュ」を拡充し掲載することで、男女平等意識の啓発や男女共同参画に関する情報の提供を行います。	人権・男女共同参画推進課 子ども家庭総合支援課
41 【重点2】	「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱(野田市DV被害女性支援基本計画)」の見直し	第4次計画等に沿って、「第2次野田市DV大綱(野田市DV被害女性支援基本計画)」の見直しを行います。	子ども家庭総合支援課

施策の方向 2) 配偶者暴力相談支援センター業務の推進と情報管理の徹底

子ども家庭総合支援課内に設置している配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害女性の様々な相談に応じ、解決に向けて適切に助言、指導が行えるよう、相談窓口の周知や相談体制の充実、強化を図ると共に、一時

保護施設（シェルター）を有効活用した相談から自立までの一貫した支援を推進します。

特に暴力を避けるため、保護を求めるDV被害者やその子どもについては、DV被害者の意志を尊重した上で、危険性や緊急性等を勘案しつつ、一時保護施設（シェルター）の一部管理を委託するDV支援団体と連携し、被害者の安全確保を最優先に緊急一時保護施設への入所等適切な一時保護等を実施します。

さらに、自立した生活を希望するDV被害者に対し、支援情報の提供や同行支援等を適切に行うと共に、安全で安心した生活を営めるよう、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を行います。あわせて、引き続き、千葉県女性サポートセンター等の関係機関との連携を強化すると共に、DV被害者及びその関係者等に関する情報の保護強化に取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
42 【重点2】	DV相談窓口の充実 (基本目標I 11再掲)	DV（配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係にある者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力）被害女性の相談に対し、被害女性の意思を踏まえた上で、最善の支援策や法制度の教示を行います。 また、行政支援が必要な相談者に対し、市職員が適切な窓口へ同行し、きめ細かな支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)
43 【重点2】	緊急一時保護施設（シェルター）による保護等の支援の実施	DV被害女性の安全の確保を最優先として、DV被害女性の視点に立って、保護から自立まで一貫した、きめ細かな支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)
44 【重点2】	緊急生活支援資金の助成	所持金を持たないシェルター入所中の被害女性（市民）に対し、自立に向けて必要な関係機関への相談や保護命令の申立てに必要な経費等を助成します。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)

番号	具体的施策	概要	所管部署
45 【重点2】	カウンセリング受診の助成	シェルター入所中の被害女性（市民）が心身の健康を回復させるため、本人の意思に基づき、医学的又は心理学的な治療として、市内精神科医によりカウンセリングを受診した場合、その経費を助成します。	配偶者暴力相談支援センター （子ども家庭総合支援課）
46 【重点2】	ステップハウスの活用	市営住宅を目的外使用し、シェルター入所中の被害女性等が精神的ケアと経済的自立に向けた生活の準備をするために活用します。	配偶者暴力相談支援センター （子ども家庭総合支援課） 営繕課
47 【重点2】	市営住宅における入居資格条件の緩和	シェルターに入所していた被害女性（市民）で、離婚が成立していない場合においても、ひとり親家庭と同等とし、市営住宅入居者選考時の住宅困窮度表に加点します。	営繕課 配偶者暴力相談支援センター （子ども家庭総合支援課）
48 【重点2】	民間賃貸住宅入居時家賃等の助成（DV被害女性要件）	緊急に居住の場を確保する必要があるシェルター入所中の被害女性（市民）で、市内の民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成します。	営繕課 配偶者暴力相談支援センター （子ども家庭総合支援課）
49 【重点2】	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援の実施（DV被害女性要件）	連帯保証人が確保できないなどの理由により、市内の民間賃貸住宅への入居に困窮しているシェルター入所中又は入所していたDV被害女性世帯に対し、民間賃貸住宅情報の提供、民間保証会社を活用した入居保証、居住継続する支援及び福祉サービスの案内を行うと共に、低額所得者等の場合は、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。	営繕課 配偶者暴力相談支援センター （子ども家庭総合支援課）

番号	具体的施策	概要	所管部署
50 【重点2】	民間団体との連携による支援体制の強化	シェルターの運營業務の一部を民間団体に委託し、官民が協働した支援体制の強化を図ります。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)
51 【重点2】	ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実	ひとり親家庭となった直後の生活や育児支援のため、ヘルパーや保育士を派遣する事業を、野田市母子寡婦福祉会に委託し、実施しています。求職活動時や残業時にも支援できる体制に拡充しており、更に事業の周知を図ります。	児童家庭課 配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)
52 【重点2】	広域的な対応を図るための他自治体への理解と協力依頼	市民以外のDV被害女性も柔軟に受け入れることとし、自治体間依頼に基づく市民以外の保護については、住所地自治体に対し、本人の自立の意思確認や援護等の実施責任等を要請します。 一方、DV被害女性(市民)が他自治体での自立を目指す際には、市民以外のDV被害女性を柔軟に受け入れてもらえるよう、他自治体への理解と協力を要請すると共に、情報提供や支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)
53 【重点2】	野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会による連携体制の強化	関係機関等の連携体制を強化し、迅速な対応を図るため、野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会による情報交換を密にし、情報の共有化を推進します。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)

施策の方向 3) 児童虐待等防止対策の強化

児童虐待ケースでは、DVの被害が同時に発生している事例が多く見受けられ、児童虐待とDVは密接な関係があります。「野田市児童虐待防止総合

対策大綱」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に当たり、子育て支援事業との連携と要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携等により、児童虐待防止の推進を図っています。

令和元（2019）年10月からは、児童虐待事件の再発防止策として、要保護児童対策地域協議会調整機関としての機能と、子ども家庭総合支援拠点としての機能を持ち、児童虐待と密接な関係があるDV被害者支援も行う子ども家庭総合支援課を新設し、児童相談所や警察などの関係機関との情報共有による連携を強化し一体的に支援しています。

今後も、野田市要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し、情報を共有化して、各関係者の役割を果たしつつ適切な対応に当たります。

また、情報の共有及び連携を更に進め、児童虐待の未然防止、早期発見による児童虐待の重篤化の防止を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
54 【重点2】	児童虐待相談受付電話「子どもSOS」の運営と周知 (基本目標I 15再掲)	虐待を受けている子ども本人や虐待の疑いのある親子を発見した人からの通報及び虐待をしているのではと悩んでいる保護者等からの電話相談に対応し、児童虐待の未然防止や早期発見等に努め、関係機関との連携を密に図りつつ、きめ細かい支援を行います。	子ども家庭総合支援課
55 【重点2】	野田市要保護児童対策地域協議会による連携体制の強化	要保護児童対策地域協議会実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担、さらに個別支援会議の必要性を議論する場に変えると共に、関係機関等のうち当該事例に関係し、又は関係する可能性のある者により構成するものとされている個別支援会議につきましても、関係機関との連携の下協議を進めることで、千葉県柏児童相談所を始めとする関係機関と児童虐待防止管理システムにより情報を共有化することで、児童虐待の未然防止、早期発見及びケースの進行管理による児童虐待の重篤化を防ぎます。	子ども家庭総合支援課

番号	具体的施策	概要	所管部署
56 【重点2】	乳児家庭全戸訪問事業の実施	全ての乳児の家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、居宅において子育て支援に対する必要な情報提供を行うと共に、様々な不安や悩みを聴取し、要支援児童の早期対応を図ります。	保健センター
57 【重点2】	子ども家庭総合支援課の機能の充実	子ども家庭総合支援課の機能充実を図るため、心理士、保健師、精神保健福祉士等の専門職を配置し、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等の相談に応じます。	子ども家庭総合支援課
58 【重点2】	子ども家庭総合支援課分室による学校等への定期的な巡回	教育委員会に新設した子ども家庭総合支援課分室による学校等への定期的な巡回を行い、児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。	子ども家庭総合支援課分室
59 【重点2】	市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置	教職員に対する法的マインドの養成及び子どもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーを配置します。	子ども家庭総合支援課分室 指導課
60 【重点2】	警察官OBの同行訪問の実施	学校等から依頼があった場合の、警察官OBの同行訪問を実施します。	防災安全課 子ども家庭総合支援課分室
61 【重点2】	虐待防止啓発事業の実施	ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業を実施します。	子ども家庭総合支援課
62 【重点2】	児童虐待事例の学校等との定期的な情報交換	進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換を行います。	子ども家庭総合支援課分室
63 【重点2】	民生委員・児童委員地区定例会での情報共有	毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有を図ります。	子ども家庭総合支援課

番号	具体的施策	概要	所管部署
64 【重点2】	虐待防止対応マニュアルの改訂	柏児童相談所との連携に特化した虐待防止対応マニュアルを改訂します。(令和元(2019)年度、関係機関についての分冊は2(2020)年度)	子ども家庭総合支援課
65 【重点2】	DV・児童虐待担当者スキルアップ研修	DVや児童虐待関係職員の知識向上に向けた研修の実施	配偶者暴力相談支援センター — (子ども家庭総合支援課)

基本課題 2 性の尊重と暴力の根絶

施策の方向	1) 性の尊重と女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発
-------	-----------------------------------

暴力は、重大な人権侵害であり、いかなる場合にも許されるものではありません。

性別に関わらず、誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の人権侵害となる行為を容認しない社会的風土・風潮を醸成することが必要です。

特に女性（異性）への暴力は、身近な問題であり、多くの人々に関わる社会的・構造的な問題です。DV被害の予防や早期発見のため、広報・啓発活動の充実を図ると共に、DV被害を受けた女性への支援体制整備等、迅速、適切かつきめ細かな対策が重要です。

また、男女が生涯を通じて豊かな人生を送るためには、男女がお互いの身体的特徴や性についての理解を深め、尊重し合うことが必要です。

最近では、女性（異性）に対する暴力の低年齢化と共に、潜在化しやすい性暴力被害者への積極的な支援の必要性も指摘されており、これらの新たな課題への対応が求められます。

施策の方向 1) 性の尊重と女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発

DVについては、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの観点から、誰もがDVについての理解を深め、暴力を容認しない意識を醸成すると共に、DVの予防や早期発見に向けて、広報・啓発活動の拡充を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
66 【重点2】	女性（異性）に対する暴力防止に関する啓発活動の拡充	DVに対する正しい認識と理解を深めるため、講座、講演会の開催、情報誌、広報誌における記事の掲載等、啓発活動の拡充を図ります。	子ども家庭総合支援課

番号	具体的施策	概要	所管部署
67 【重点2】	市職員に対する共通理解の浸透の推進	二次被害の防止等各窓口でDV被害女性への適切な対応が図れるよう、職員への研修を実施すると共に、職員対応マニュアルを更新します。	子ども家庭総合支援課

基本課題 3 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等防止の充実

施策の方向	1) セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止対策の推進
	2) ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げると共に、生活にまで深刻な影響を与えます。

また、セクシュアル・ハラスメントは職場だけでなく、地域や学校等あらゆる場で起こる可能性があります。

セクシュアル・ハラスメントの予防と対策の取組は、男女労働者がセクシュアル・ハラスメントのない職場で生き生きと働くことができる雇用管理の実現に向けての重要課題の一つです。

最近では、セクシュアル・ハラスメントに加えて、新たにマタハラ（マタニティ・ハラスメント）等が問題となっています。これらの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、決して許されるものではないという意識を徹底させると共に、暴力を根絶するための基盤づくりに取り組むことが必要です。

また、ストーカー行為等は、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものです。ストーカー行為や性犯罪等について、取締りを徹底するなど取組の強化が求められます。

施策の方向 1) セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止に向けて、民間企業等に対し、関係機関との連携の下、男女雇用機会均等法の趣旨に基づく実効性のある対応を講じるよう啓発を推進します。

市や学校等において、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のない職場環境、教育環境づくりに取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
68 【重点2】 【女活】	民間企業におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）に対する防止対策の促進	「男女雇用機会均等法」及び同法に基づく指針について周知を図り、事業主等の認識を高めると共に、防止対策の徹底を図るため、相談体制の確立及び職場研修等の実施を働きかけます。	商工観光課 人権・男女共同参画推進課
69 【重点2】 【女活】	市におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）に対する防止対策の推進	あらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）防止に係る市全職員の意識啓発の徹底及び苦情相談員の周知を図り、相談等に適切に対処する工夫を図ります。	人事課
70 【重点2】 【女活】	学校におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）に対する防止対策の推進	学校におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）防止のための啓発や相談体制の拡充を図ると共に、教職員研修を実施し、防止対策の充実を図ります。	学校教育課 指導課

施策の方向 2) ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

売買春防止についての広報、啓発を推進すると共に、ストーカー被害者等が、早期に警察等の関係機関へ相談し、迅速かつ適切な対応が図られるよう、ストーカー規制法等関係法令の周知、啓発等を図ります。

また、引き続き、「学校メール」や「まめメール」等の配信により、防犯等に関する情報提供の充実を図ります。

さらに、犯罪防止に資する各種施設の整備、普及を図り、犯罪被害に遭いにくい、安全・安心なまちづくりを推進すると共に、自治体やボランティア団体等と連携し、防犯対策の取組を推進します。

番号	具体的施策	概要	所管部署
71 【重点2】	ストーカー規制法の周知、啓発の推進	被害女性をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進すると共に、関係機関等との連携強化を図ります。	子ども家庭総合支援課 人権・男女共同参画推進課

番号	具体的施策	概要	所管部署
72 【重点2】	性犯罪被害者の支援の実施	性犯罪の被害に遭った際の相談に対応するため、職員の知識の習得等を図ると共に、相談窓口等の情報提供を行います。	子ども家庭総合支援課 人権・男女共同参画推進課
73 【重点2】	売買春等の防止対策の広報、啓発の推進	児童に対する性的暴力や児童買春等を許さない社会づくりに向けた広報、啓発を推進します。 また、売買春は女性の性を商品化するものであることから、女性の人権を尊重する広報、啓発を推進します。	青少年課 青少年センター 人権・男女共同参画推進課
74 【重点2】	地域での防犯体制の推進	自治会等と行政が適正な役割分担のもと、連携を図り、自主防犯パトロール隊を全市的に広げ、市民の防犯意識の高揚を図ると共に、防犯推進員による「まめばん」での見守りや青色回転灯搭載車両を利用した防犯パトロールを実施します。	防災安全課
75 【重点2】	防犯灯の整備	夜間の女性等に対する犯罪を防止するため、警察や市防犯組合等からの情報をもとに、被害発生箇所や危険箇所に防犯灯の整備を図ります。	防災安全課
76 【重点2】	コミュニティサイトに起因する人権侵害等の予防、啓発の推進 (基本目標 I 3 再掲)	インターネット利用に起因する人権侵害や性犯罪等の予防、啓発に向けて、人権に関する知識を習得し、理解を深めるため、学校等における講演会等を開催します。	青少年課 人権・男女共同参画推進課

基本目標Ⅲ 男女が共に社会のあらゆる分野に参画する 機会の拡充

基本課題	1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画推進
	2) 企業、団体等における方針決定過程への女性の参画促進
	3) あらゆる分野における女性の参画推進

将来にわたり持続可能で活力ある社会経済を構築するためには、ダイバーシティ（多様性）の考え方に基づき、多様な人材の能力を活用すると共に、多様な視点を導入することが重要です。

そのため、男女が社会のあらゆる分野に対等に自らの意思で参画し、その責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現を目指します。

また、社会のあらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて、市が率先して取り組みます。

企業等の職場において、誰もが働きやすい環境を整備、拡大することは、効果的な働き方の実現にもつながります。

市においても、女性の活躍推進に向けた国の取組等に適切に対応しつつ、女性の登用を積極的に進め、指導的立場の女性が増えるよう、民間企業や地域等への働きかけを行います。

こうした中、さらなる女性活躍の推進に向けた取組として、国は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増えている現状を踏まえ、平成31（2019）年4月に「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」を公布（令和元（2019）年11月施行）し、旧姓をマイナンバーカード等に併記し、公証することで、契約などの様々な場面で活用したり、就労などにおいて身分証明として使用できるようにしました。

これを受けて、市では、申出により住民票やマイナンバーカードのほか、印鑑証明にも併記できるようにしています。

基本課題 1 行政における政策・方針決定過程への女性の参画推進

施策の方向	1) 審議会等における女性の参画推進
	2) 女性職員の人材育成

社会のあらゆる分野において、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で自らの意思により参画することは、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

特に市の政策や方針決定過程において、女性の参画が推進されることにより、バランスのとれた質の高い行政サービスの提供が可能となります。

そのため、市政の政策形成に多様な視点や発想を取り入れ、男女が共に暮らしやすく、満足度の高い市政を実現するため、市審議会等の委員への女性の参加を推進し、市の政策や方針決定過程への女性の参画を拡大します。

あわせて、社会のあらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映されるよう、民間企業や地域等への働きかけを行います。

また、民間企業等の模範となるよう、市が率先して女性の登用拡大に向けた人材育成等の取組を推進します。これにより、市の組織力が高まり、市民サービスの一層の向上が図られると期待されます。

指導的な地位にある女性の役割を高めるために、シングルマザーや非正規で働く女性も含めた全ての女性の待遇改善等を併せて行うと共に、人材育成や長時間労働の是正といった働き方の見直し等を含め、総合的、計画的に取り組みます。

施策の方向 1) 審議会等における女性の参画推進

市が率先して女性の参画を推進するため、審議会等委員への女性の積極的登用を図ります。

特に女性委員の登用が進まない審議会等に対し、必要に応じて、柔軟な委員候補の選出等女性委員の積極的な登用を働きかけるなどの取組を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
77 【重点1】 【女活】	審議会等における女性委員の登用率の拡大	各種審議会等の委員について、女性委員の割合を50%にすることを旨とすると共に、女性のいない審議会等の解消を図り、定期的な把握、公表を行います。	人権・男女共同参画推進課 各課

施策の方向 2) 女性職員の人材育成

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するためには、市の率先した取組が求められます。

そのため、市の政策や方針決定過程に男女が対等に、かつ自らの意思で参画し、男女の意見が十分反映されるよう、長期的な視野に立った人材育成を図ると共に、多様なキャリアを積むことができる人員配置を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
78 【重点1】 【女活】	市女性職員の人材育成	市女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、女性職員研修を実施します。	人事課
79 【重点1】 【女活】	市女性職員の登用及び能力活用	市女性職員の管理監督職への登用を積極的に進めると共に、幅広い分野のポストに積極的に配置し、能力の活用を図ります。	人事課 人権・男女共同参画推進課

基本課題 2 企業・団体等における方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向	1) 企業、団体等に対する啓発及び取組の推進
	2) 商工業・農業経営等への女性の参画促進

女性の社会のあらゆる分野への参画を実現することにより、労働力の提供のみならず、多様な人材の活躍による社会の活性化に多大な効果が見込まれると共に、女性の持つ個性や能力が十分発揮されることにより、豊かな社会の形成につながります。

企業や団体等において、女性一人一人が政策や方針決定過程等の重要な場に自らの意思で積極的に参画することができるよう、男女共に意識の転換を図るためのさらなる取組が必要です。

商工業や農林水産業等の自営業において、男女共同参画意識の確立が求められます。

施策の方向 1) 企業、団体等に対する啓発及び取組の推進

男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的、継続的に取組を図るよう、企業や団体等に対し、広報・啓発活動を行います。

また、企業や団体等において、管理職への登用等女性の能力活用を図ると共に、男女が共に働きやすい職場づくりを行うなどの男女共同参画に向けた積極的な取組を図るよう働きかけを行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
80 【女活】	企業、団体等への広報、啓発の充実	企業、団体等の方針決定過程への女性の参画を促進するため、各種講演会や講座等の充実及び出前セミナーの実施等、広報・啓発活動の充実を図ります。	商工観光課 人権・男女共同参画推進課
81	地域、市民団体等への広報、啓発の充実	各種講演会や講座等の充実及び出前セミナーの実施等により、女性リーダーを育成し、その能力と意思により、地域・市民団体等の方針決定過程への参画を促進します。	人権・男女共同参画推進課

施策の方向 2) 商工業・農業経営等への女性の参画促進

商工業、農林水産業等の自営業に携わる女性が、持てる能力を十分発揮し、働きに応じて適正な評価を受けつつ、対等なパートナーとして経営等に参画できる環境づくりを推進します。

また、農家において、家族経営協定を締結することにより、家族間で快適な労働環境がつけられるよう、農業者への普及促進を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
82 【女活】	女性商工業者（自営業）等への経営参画の促進等	女性の経営的地位向上及び経営参画促進のため、各種講演会や講座等を充実するなど、広報・啓発活動の充実を図ります。	商工観光課
83 【女活】	農家における家族経営協定の普及促進	家族経営内において、家族一人一人の役割を明確にし、女性農業者の経営参画と後継者育成を図るため、「家族経営協定」の締結を促進します。	農政課

基本課題3 あらゆる分野における女性の参画推進

施策の方向 1) 男女共同参画の視点に立った地域防災対策の推進

市の政策は、市民生活に大きな影響を与えます。

日頃より、男女のニーズの違いに配慮し、男女が共に男女共同参画の考えを共有することが重要です。

また、東日本大震災を教訓としつつ、各地で発生する大規模災害を通じて、災害時の被災者支援、避難所運営等において、女性の視点の必要性、重要性が改めて認識されました。

災害時において、女性の意見が十分反映されるよう、災害対策決定の場や防災活動の場等に女性が参画できる仕組みづくりが必要です。

平常時においても、災害等に備えておくことが重要であり、災害に備えのあるまちづくりに向けて、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や災害対策の強化が求められます。

さらに、日頃から地域において、生活全般にわたり、男女共同参画を推進する取組が必要です。

施策の方向 1) 男女共同参画の視点に立った地域防災対策の推進

災害発生時に加え、平常時においても、災害対策、防災活動等に男女それぞれの視点が十分かつ適切に反映されるよう、災害時における乳幼児、妊産婦、高齢者及び障がいのある人等に配慮した避難所の設営等、あらゆる防災施策において、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

番号	具体的施策	概要	所管部署
84 【女活】	防災会議等における女性委員の参画促進	防災会議、国民保護協議会における女性委員の参画を促進し、女性ならではの被災状況や支援策の把握を図ります。	防災安全課
85 【重点1】	地域の自主防災活動への女性の参画促進等	消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進するなど、地域住民が男女を問わず防災対策に取り組むと共に、活動しやすい環境の確保を図ります。	消防総務課 防災安全課

基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

基本課題	1) 男女共に仕事と家庭を両立できる環境の整備
	2) 子どもを産み育てやすい環境の整備
	3) 地域活動への男女共同参画の推進
	4) 女性の経済的自立支援

男女が対等なパートナーとして、性別による固定的役割分担意識を解消し、家庭の責任は男女が共に担うという意識を始め、安心、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。

また、女性はその価値観やライフスタイル等に応じ、多様な働き方を選択できる環境づくりは、女性の個性・能力発揮を促進する上で重要です。

女性が自ら望む生き方の実現に向けて、様々なライフスタイル等に応じた多様な働き方への支援が求められます。

そのため、仕事や家庭における固定的性別役割分担意識の解消を図ると共に、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により、就業を中断することなく継続できるよう、女性の就業機会の拡大や継続的な就業等に向けた取組の充実、強化を図ります。

仕事と育児を両立することで出生率の底上げにもつながるとの指摘もあり、また、労働力人口の減少が懸念される中、男女共に意欲と能力を発揮できる職場をつくることは、企業の競争力を高め、社会経済に活力をもたらします。

男女共に仕事と育児の両立を図るため、ライフスタイルの変化等に対応して、安心して子育てに取り組める環境づくりを推進します。

親と子のニーズに適した多様な保育サービスの提供を行うと共に、平成 27（2015）年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度の下で、量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現を図るなど、子育てを社会や地域全体で支援する施策の充実、強化を図り、男女共に働きやすく生きやすい社会づくりに取り組みます。

さらに、男性が育児や介護、地域活動等に参画できる環境の整備に向けて、市民や企業、地域等が主体的に取り組むよう、働きかけを行います。

基本課題 1 男女共に仕事と家庭を両立できる環境の整備

施策の方向	1) 働き続けやすい環境の整備促進
-------	-------------------

国は、令和2（2020）年までに年次有給休暇取得率を70%にする目標を掲げています。【平成22（2010）年の「新成長戦略」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」】

また、女性の社会での活躍に向けて、「男女雇用機会均等法」を始め、「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」等の法的整備が進められてきています。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた国民運動として、「ひとつ働き方を変えてみよう！カエル！ジャパン」キャンペーンを推進しています。

しかし、雇用等の分野において、固定的性別役割分担意識は根強く残っており、女性が結婚や出産を機に離職した場合、再就職等をするには非常に困難な状況に置かれています。

企業においても、仕事と生活を両立できる環境づくりに取り組むことは、今後働き手が減少していく中で、企業の生産性向上等にもつながることから、雇用等の分野においても、固定的性別役割分担意識を解消し、ワーク・ライフ・バランスを実現するための環境整備が求められます。

高齢者が急増し、在宅医療・介護を支える人材不足が懸念される中、資格がありながら就労していない潜在看護師・介護職員の現場復帰しやすい環境づくりが必要となるなど、妊娠や出産、育児等による不利益や差別をなくし、働きながらそれらができる労働条件、労働環境、社会環境等の整備、保障を実現することが重要です。

そのため、行政を始め、市民や企業、地域活動団体等様々な主体が連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、積極的に取り組むことが必要です。

施策の方向 1) 働き続けやすい環境の整備促進

市が率先して、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むと共に、企業等において、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備を促進するため、ワーク・ライフ・バランスに関する広報、啓発活動を推進します。

また、男女が共に育児休業制度や介護休業制度等に関する認識を深めつつ、

それらを取得しやすい環境整備に向けて、労働者や事業主に対し、次世代法や男女雇用機会均等法等関係法令の周知、啓発や育児休業制度、介護休業制度等についての情報提供を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
86 【女活】	労働者の権利の周知、啓発の推進	職場において男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、「男女雇用機会均等法」や「育児休業・介護休業法」等関係法令の周知、啓発を図ります。	商工観光課
87 【女活】	労働関係資料の収集及び提供	各種労働関係資料を積極的に収集し、広く市民に提供します。	商工観光課 人権・男女共同参画推進課
88 【女活】	企業における育児休業制度等の充実促進	未だに職場内に残っている男性優位の考え方や、固定的性別役割分担意識に基づく不平等や不均衡の問題に対する見直しと、育児休業・介護休業制度等の充実を図るための啓発に取り組み、職場の意識や職場風土の改革を促進します。	商工観光課
89 【重点3】 【女活】	「ワーク・ライフ・バランス」についての広報、啓発の推進	あらゆる年代を対象として、育児休業・介護休業制度等の周知や女性のキャリアアップの推進及び地域社会の大切さ等に関する各種講演会や講座等を開催し、広報、啓発を推進します。	人権・男女共同参画推進課 商工観光課
90 【女活】	「野田市特定事業主行動計画」に基づく職場環境の整備	令和7年3月まで延長された「次世代法」に基づく「野田市特定事業主行動計画」の周知を図り、育児休業や各種休暇制度の利用を促進するなど、市職員が率先して「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組を推進します。	人事課

番号	具体的施策	概要	所管部署
91	市職員研修の充実 (基本目標Ⅰ 34 再掲)	階層別の職員研修に男女共同参画問題を取り入れ、職員のより一層の意識の深化を図ります。 また、女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、女性職員研修を実施します。	人事課 人権・男女共同参画推進課
92 【重点3】 【女活】	市の公共工事等の入札におけるインセンティブ強化	市が執行する総合評価方式による一般競争入札において、評価項目に「女性の雇用」を設け、女性の雇用に取り組む企業のインセンティブ強化を図ります。	管財課

基本課題2 子どもを産み育てやすい環境の整備

施策の方向	1) 子ども・子育て環境の整備、充実
	2) ひとり親家庭に対する支援の充実
	3) 子育て情報の提供推進

「男は仕事、女は家事や育児」という固定的性別役割分担意識のもと、子育てや介護に関しては、女性に負担が大きくかかる傾向があります。

また、働き手が減り、女性や高齢者の活躍が期待される中、子育てや介護の在り方が課題となっています。

子育てを行う人や家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、家庭、地域、事業者及び行政が一体となり、様々な育児サービス等の充実を図ると共に、社会全体、地域全体で次代を担う子どもたちの成長を支え、子育てを行うという意識を醸成することが重要です。

ライフスタイルの変化等に対応し、男女が共にあらゆる分野における活動に参画する機会を確保するため、多様な保育ニーズに合わせたきめ細かな保育サービスやひとり親家庭への支援等の充実、強化が求められます。

あわせて、男女が共に参加できる育児環境の充実を図るため、子育て等に関する情報提供が必要です。

施策の方向 1) 子ども・子育て環境の整備、充実

子育てを社会全体や地域全体で支援すると共に、多様なライフスタイルや保育ニーズに対応した、保育体制の整備等サービスの充実、強化を図ります。

特に平成27(2015)年度に本格施行された子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て制度のもとで量的拡大と質の改善を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図ります。

男女が共に参加できる育児環境の充実を推進すると共に、男女が共に子育てを担えるよう、男性への意識啓発や男性の育児知識・能力の育成、子育てへの参加促進を図ります。

また、働く親の支援と児童の健全育成を図るため、就学前児童数の割合や推移、女性の就業率を始め保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、令和元(2019)年10月から施行された幼児教育・保育無償化の影響も踏まえ、保育所や学童保育等、新制度に位置付けられた地域子育て支援事業の運営の充実、強化を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
93 【女活】	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保	育児休業制度の普及を踏まえ、今後見込まれる産休明け保育の利用ニーズに留意しつつ、子ども・子育て支援新制度における基本指針を踏まえ、事業の充実を検討します。	保育課
94 【重点3】 【女活】	延長保育の充実	就労形態の多様化等に対応するため、全公立保育所において、午前7時から午後7時までの延長保育を行うと共に、指定管理者を導入した公立保育所及び民間保育所において、午後8時以降の延長保育を行います。	保育課
95 【女活】	休日保育の充実	休日出勤やその他の理由により保育できない場合等に対応するため、指定管理者を導入した公立保育所1か所及び民間保育所1か所で休日保育を行います。	保育課
96 【女活】	病児・病後児保育の充実	病気又は病気回復期の児童が集団保育できない状態等に対応するため、小張総合病院内に開設している「ひばりルーム」に委託し、保育を行います。また、小張総合病院への委託を継続しつつ、保育所型病児施設の導入等についても検討します。	保育課
97 【重点3】 【女活】	保育所の施設整備の推進	子ども・子育て支援新制度に基づく次期エンゼルプランにおける事業目標量及び待機児童の推移を踏まえ、民間活力の導入を基本とした最適な方策により整備を図ります。	保育課

番号	具体的施策	概要	所管部署
98 【重点3】	一時保育の実施	子ども・子育て支援新制度の地域子ども子育て支援事業に位置付けられる一時預かり事業の基準を踏まえつつ、引き続き、保護者が病気等の場合に一時的に児童の預かり保育を行います。	保育課
99 【女活】	駅前保育の整備	駅前等の利便性の高い場所で保育サービスを提供することについて、需要バランスに配慮しつつ、民間保育所の動向を注視し、整備の必要性について検討します。	保育課
100 【重点3】 【女活】	学童保育所の受入れ体制の整備	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき指導員の資格要件や配置人数及び保育室面積等を位置付け、保育の質の向上と機能の充実に努めます。 過密化対策については、待機児童を出すことなく受け入れ、学校区単位で過密化が常態化した場合は、施設整備を進めます。また、学校区単位では、過密化となっていないが、児童の入所バランスにより過密化が懸念される学童保育所については、抽選により児童の振り分けを行います。	児童家庭課
101 【女活】	ファミリー・サポート・センター事業の利用拡大	育児支援を受けたい人で行いたい人が会員登録した組織により、保育所までの送迎や保育所閉所後の一時的な預かり等を、社会福祉協議会に運営業務を委託して実施すると共に、多様なニーズに対応するため、提供会員の拡充を図ります。	児童家庭課

番号	具体的施策	概要	所管部署
102 【女活】	子育てサロン事業の 充実	地域の子育て支援拠点として、乳幼児を持つ保護者同士が気軽に交流を図り、講座の開催や保護者からの相談にアドバイザーが助言するなど、子育てへの不安感を取り除く場として、NPO団体・社会福祉法人へ委託し、交流・相談・情報提供・講座開催の基本4事業を引き続き実施していきます。	児童家庭課
103 【女活】	つどいの広場事業の 充実	関宿地域の子育て支援拠点として、乳幼児を持つ保護者同士が気軽に交流を図る場を設けると共に、アドバイザーが保護者からの相談を受け、助言を行うことにより子育てへの不安感を取り除くことや、育児負担を軽減する事業（交流・相談・情報提供・講座開催）を引き続きNPO団体へ委託し実施していきます。	児童家庭課
104 【重点3】 【女活】	地域子育て支援センターの 充実	地域での子育て相談や親子間の交流等の情報交換ができることで、子育てに対する不安等の解消ができるよう、一層の充実を図ります。子ども・子育て支援新制度に位置付けられる地域子育て拠点事業として、実施事業の共通化を図ります。	保育課

番号	具体的施策	概要	所管部署
105 【重点3】 【女活】	子ども支援室の設置による切れ目ない支援の推進	<p>妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談について、ワンストップで総合的に対応できる拠点として、保健師、心理士、子育て支援総合コーディネーター等を配置します。また母子保健・子育て支援・発達支援など、ライフステージに応じた継続的で切れ目ない支援体制を築き、妊産婦や子育てをする方の不安感や孤立感の解消を図ると共に、発達障がいにおいて重要である早期発見・早期療育へとつなげます。</p> <p>また、妊娠期からの支援等により、望まない妊娠などによる児童虐待のリスクの軽減なども図ります。</p>	保健センター 子ども家庭総合支援課 障がい者支援課 指導課
106	相談・支援体制の整備、充実	<p>生活困窮者の自立を支援するため、就職等の相談を含め自立に向けた相談支援事業の窓口の充実を図ると共に、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対しては、就労準備支援事業を家計に課題を抱える生活困窮者には生活の再生に向けた家計改善支援事業により支援を行います。</p> <p>また、離職により住宅を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、就労能力及び就労意欲がある方には、住居確保給付金の支給等の支援を行います。</p>	生活支援課 (パーソナルサポートセンター)

番号	具体的施策	概要	所管部署
107	学習機会の提供、充実	全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、子ども未来教室を実施します。	生涯学習課
108	子ども医療費助成の拡大	子育て世帯の負担を軽減するため、中学校3年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成するもので、平成30(2018)年8月診療分から、3歳までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図っており、引き続き、対象年齢や無料化の拡大について検討します。	児童家庭課
109 【女活】	代替保育利用支援事業の実施	保育所等の利用の決定を保留されている保護者や利用予約により保育所の利用が決定した保護者に対し、代替保育サービス(ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時保育事業)を利用した費用の一部を助成します。	保育課

施策の方向 2) ひとり親家庭に対する支援の充実

ひとり親家庭の安定した生活と、子育てや就労のための情報提供を推進します。

また、ひとり親家庭の生活を支援し、経済的自立を図るため、子育てに伴う経済的負担の軽減等様々な支援の充実、強化を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
110	母子家庭・婦人相談の実施	母子家庭等の自立を図るため、母子・父子自立支援員が相談者のニーズに合った情報提供や生活相談の助言を行います。	児童家庭課
111 【重点3】 【女活】	ひとり親家庭等の生活の向上と児童の健全育成に向けた支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、引き続き、母子・父子自立支援員と主任児童委員が連携して母子・父子家庭を訪問する相談事業や、弁護士による養育費等個別法律相談会、母子寡婦福祉会による月1回の養育費等法律相談を効果的な事業として継続します。なお、それぞれの相談を連携させるため、養育費等個別法律相談会の開催回数を増やして開催します。 また、税制上、保育料等の算定に当たり不利な扱いとなる未婚の母・父について、引き続き、寡婦・寡夫控除のみなし適用を実施します。	児童家庭課 保育課 学校教育課
112 【重点3】	母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化	母子家庭の母及び父子家庭の就業を支援するため、ハローワーク野田や市の無料職業紹介所と連携し、個々の母子家庭の状況やニーズに応じて、きめ細かな自立・就労支援を推進すると共に、支援体制の強化を図ります。	児童家庭課
113 【重点3】 【女活】	ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動の推進	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び事業主に対する野田市雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供をします。	商工観光課 児童家庭課

番号	具体的施策	概要	所管部署
114	雇用促進奨励金の活用	ハローワーク野田や市の無料職業紹介所のあっせんにより、ひとり親家庭の父、又は母を雇用した事業主に対し、雇用した月の翌月から賃金の10%を奨励金として交付し、雇用の促進を図ります。	商工観光課
115 【重点3】	母子家庭等における自立支援策の活用	母子家庭の母及び父子家庭の父の経済的自立を図るための「母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業」、「母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業」、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」等、ひとり親家庭に対する生活支援策の活用を図ります。	児童家庭課
116 【重点3】	ひとり親家庭等日常生活支援事業の周知、啓発の推進	ひとり親家庭等の自立のための多様なニーズに柔軟に対応することを目的として、ひとり親になった直後の生活の安定などのために家庭生活支援員を派遣すると共に、経済的自立のため求職活動や残業時にも利用できるよう事業を拡充しており、引き続き、事業の周知、啓発を推進します。	児童家庭課
117	民間賃貸住宅入居時家賃等の助成 (ひとり親家庭要件)	18歳に達する日以後の3月31日までの児童を持ち、ひとり親家庭となって6か月以内で、市内の民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成します。	営繕課

番号	具体的施策	概要	所管部署
118	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援の実施（ひとり親家庭要件）	18歳に達する日以後の3月31日までの児童を持つひとり親家庭に対し、民間賃貸住宅の情報提供、民間保証会社を活用した入居保証、居住継続する支援及び福祉サービスの案内を行うと共に、低額所得者等の場合は、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。	営繕課
119	保育所、学童保育所における児童の受け入れの円滑化	ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の保育所、学童保育所への優先入所等について配慮します。	児童家庭課 保育課
120	児童扶養手当等の支給事業の推進	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、制度の情報提供を図ると共に、手当の趣旨を説明し、円滑な支給と適正な運用を図ります。	児童家庭課

施策の方向 3) 子育て情報の提供推進

誰もが必要なときに子育てに関する情報を入手できるよう、常に広く新しい情報を収集すると共に、的確にその情報を提供します。

番号	具体的施策	概要	所管部署
121	子育て情報の提供	のだし子育てガイドブックを毎年発行し、情報提供に努めます。 子ども支援室に市内の子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、子育て情報サイト「にじいろnavi」とLINE公式アカウントにより情報を発信します。	保健センター 児童家庭課

基本課題3 地域活動への男女共同参画の推進

施策の方向 1) 地域活動に参加しやすい環境づくり

これまでも、女性は地域での活動の担い手として大きな役割を果たしてきました。

その一方で、地域活動に携わる女性は多いものの、組織の中核に女性の参画が少ない傾向があります。

少子高齢化社会の進展と共に、地域の抱える課題が多様化、複雑化する中、女性はその個性や能力を十分発揮し、男女が共に生き生きと豊かに暮らせる社会を実現するため、地域、社会等様々な活動の場における男女共同参画を推進するための取組が求められます。

施策の方向 1) 地域活動に参加しやすい環境づくり

性別や年齢にかかわらず、誰もが地域における様々な活動に参加し、生き生きと豊かに暮らせる社会を実現するため、男女共に地域活動やボランティア等に積極的、主体的に参画できる環境づくりに取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
122 【重点3】	男性の地域活動への参画促進	男性が地域活動に参画するきっかけとなるような学習機会や情報を提供し、地域、文化及びスポーツ活動等への参画を促進します。	人権・男女共同参画推進課
123	地区社会福祉協議会の活動の促進	社会福祉協議会を中核とした地区社会福祉協議会において、地域福祉の課題やニーズを受け止め、地域性に応じた各種サロンの開催や訪問を実施するなど活動の促進を図ります。	社会福祉協議会

番号	具体的施策	概要	所管部署
124	ボランティア活動に参加しやすい環境の整備	市民誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会を核として各種養成講座を開催すると共に、情報提供や活動のアドバイスのできるリーダーの養成、ボランティア活動の連絡調整や活動の企画等を行う適切なコーディネーターの養成を図ります。 あわせて、生涯学習ボランティアの養成を図ります。	社会福祉協議会 生涯学習課 公民館
125	行政職員の地域活動への参加	地域活動をより活性化し、地域と行政の協働によるまちづくりの推進を図るため、市職員の地域活動への参加を推進します。	人事課
126	託児サービスの拡充	育児期における女性の社会参加を支援するため、各種講演会等の行事の際の託児サービスの拡充を図ります。	人権・男女共同参画推進課 各課
127	地域活動施設の整備	地域自治会活動の拠点として、自治会集会施設の整備に対し、計画的に支援を実施します。	市民生活課

基本課題 4 女性の経済的自立支援

施策の方向	1) 再就職のための支援体制整備
	2) 女性のチャレンジ支援

経済分野において、成長の原動力として女性の活躍が求められていますが、経済活動において、女性の個性と能力を引き出し、生かすことは、生産性を高め、社会経済を活性化させるという点において重要です。

また、就業は生活を支える経済的基盤であると共に、働くことにより、達成感が得られ、自己実現につながることから、男女平等参画社会の実現において、重要な意味を有しています。

そのため、女性の就業機会の拡大や継続的な就業支援が求められると共に、結婚や出産により退職を余儀なくされた女性の再就職を支援することと併せ、本人の能力や希望を生かした多様な働き方ができるよう、スキルアップやキャリアアップへの支援を行うことが必要です。

また、女性の起業等経済的自立に向けた多様な働き方へのチャレンジ支援が求められます。

施策の方向 1) 再就職のための支援体制整備

女性が、ライフスタイルに応じて多様な職業を選択できるよう、啓発活動の充実を図ります。

女性が、出産や子育て等を機に就業中断を余儀なくされることがなく、生涯を通じて経済的に自立し、安心して子どもを産み育てることができるよう、再就職や能力開発等に関して、ライフステージに応じた多様な働き方の実現に資する情報提供や相談の実施等に取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
128 【女活】	職業能力開発に係る 講座の充実等	女性の職業能力の開発を支援するため、受講ニーズに合わせた講座内容を検討し、内容の充実を図ります。 また、県共生センターで開催される女性の職業能力開発講座等の情報を広く市民に提供します。	商工観光課 人権・男女共同参画推進課

番号	具体的施策	概要	所管部署
129 【重点3】 【女活】	女性の再就職支援セミナーの開催	再就職を希望する女性を対象として、21世紀職業財団と連携を図り、地域職業訓練センターを活用して再就職セミナーを開催し、女性の就労を支援します。	商工観光課
130 【重点3】 【女活】	女性、中高年齢者の就業機会の拡大	女性や中高年齢者の求職に対し、ハローワーク野田等と連携を図りながら、情報提供の充実、相談窓口の強化等により、就業機会の拡大を図ります。	商工観光課
131 【重点3】 【女活】	就業相談の充実及び就労支援の推進	市独自の無料職業相談所を活用した情報提供を行うと共に、各企業に対し、求職者のあっせんを推進します。 また、就業相談員による求人情報の収集を図り、それぞれのニーズに合った就労等の総合的な支援を行います。	商工観光課

施策の方向 2) 女性のチャレンジ支援

離職した女性が、その価値観やライフスタイルに応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、起業のための各種講座や相談、情報提供等の充実に取り組めます。

また、起業を目指す女性のステップアップを図るため、スキルの取得や向上、キャリア形成、キャリアアップへの支援に取り組めます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
132 【重点3】 【女活】	女性のチャレンジ支援の推進	各分野での人材育成を目指し、女性のチャレンジを総合的に支援すると共に、理工系分野等従来女性が少なかった分野への女性のチャレンジを重点的に支援するため、情報収集・提供を行います。	商工観光課 人権・男女共同参画推進課

番号	具体的施策	概要	所管部署
133 【重点3】	「ワーク・ライフ・バランス」についての広報、啓発の推進 (基本目標Ⅳ 89 再掲)	あらゆる年代を対象として、育児休業・介護休業制度等の周知や女性のキャリアアップの推進及び地域社会の大切さ等に関する各種講演会や講座等を開催し、広報、啓発を推進します。	人権・男女共同参画推進課 商工観光課

基本目標Ⅴ 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

基本課題	1) 生涯を通じた健康づくり
	2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
	3) 外国人が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会の形成に当たり、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手への思いやりを持って生きていくことが前提となります。

生涯を通じた女性の健康維持・増進のため、妊娠・出産期、高齢期等ライフステージに応じた情報提供や支援を行うなど、生涯を通じた健康づくりに向けて、様々な取組を推進します。

また、高齢者が、その意欲や能力を生かして、生きがいを持って生活できるよう、社会参画の促進のための支援を充実すると共に、障がいのある人や外国人の生活安定と自立のための支援の充実を図ります。

男女が共に介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービスや相談事業等の充実に取り組みます。

基本課題 1 生涯を通じた健康づくり

施策の方向	1) 健康に関する知識の普及
	2) 妊娠・出産・育児支援の充実

家族構成やライフスタイルの変化等により、ひとり親家庭や単身・高齢世帯が増加する中、女性は男性よりも平均的に長寿であることから、高齢者人口に占める女性の割合は高く、高齢期における生活や経済、介護問題等において、女性の方が影響を受けやすい状況に置かれています。

年齢を重ねても、できるだけ長く自立した生活を続けるため、若い頃からの生涯を通じた健康づくりが求められます。

また、女性は、妊娠・出産期において、男性とは異なる健康上の問題が生じやすい状況にあります。男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、自分の健康を管理できるよう、健康教育、意識の普及、啓発に取り組むことが必要です。

施策の方向 1) 健康に関する知識の普及

生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面する中、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていけるよう、健康に関する意識の啓発を図ります。

さらに、生涯を通じて心身共に健康であるよう、女性特有のがん検診などを含む各種（検）健診の継続実施などの健康づくりに向けた様々な取組を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
134	健康教育の充実	生活習慣病や骨粗しょう症、メタボリックシンドローム等の予防について、知識の普及及び情報提供を推進するため、健康教育の充実を図ります。	保健センター

番号	具体的施策	概要	所管部署
135	健康づくり実践活動事業の推進	市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示会及び発表会等を行うと共に、市民が自らの健康づくりについて考える機会を提供するため、「健康づくりフェスティバル」を開催します。	保健センター

施策の方向 2) 妊娠・出産・育児支援の充実

ライフスタイルが複雑化、多様化する中、女性の健康の維持、増進を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、ライフステージに応じた正しい情報の提供や支援を行うと共に、女性特有のがん検診の継続実施など健康づくりに向けた様々な取組を行います。

母性機能の尊重、保護の重要性について、啓発を推進すると共に、父親として妊娠期からの子育てに積極的に参加する取組を推進します。

また、男女の健康問題への理解を深めるための思春期保健の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
136 【重点3】	母子健康教育の充実	親子が健やかな生活を送れるよう、保健師が妊娠届出、母子健康手帳交付時に面接による保健指導を行い、妊娠、出産及び育児を支える相談相手として、保健センターの利用を推奨します。 また、父親の育児参加に関する内容の周知を図ります。	保健センター

番号	具体的施策	概要	所管部署
137 【重点3】	両親学級の充実	<p>妊娠、出産及び育児に関する正しい知識を修得し、仲間づくりをすることにより育児不安の軽減と孤立を防ぎ、健全な子どもを産み育てることができるよう両親学級を開催します。</p> <p>また、夫婦で子育てする意識を高めるため父親の両親学級への参加を啓発し、父親の育児参加を推進します。</p>	保健センター
138	思春期の健康教育の推進	<p>豊かな母性、父性を育むため、家庭や学校、地域ぐるみで命の大切さについて考える機会を持つと共に、性に関する正しい知識、能力、技術を身に付けるよう健康教育を推進します。</p>	指導課 保健センター

基本課題 2 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化が進展する中、介護を必要とする高齢者は増加し、介護する側の高齢化も進んでいます。

その一方で、固定的性別役割分担意識とそれに基づく慣習、慣行や行動様式が残存し、女性が家事、育児等に加えて介護を行うケースが多く、また、介護する女性自身が高齢者であることも多いことから、女性の負担が大きいという現状があります。

家庭において、女性が家事、育児、介護等の過重な負担を負うことがなく、年代や性差を超えて、固定的役割分担意識にとらわれず自分らしく生きられる社会の実現が求められます。

また、介護を必要とする高齢者の増加に加えて、介護期間の長期化等により、介護ニーズはますます増大する中、核家族化が進み、介護する家族も高齢化するなど、家族だけで介護を行うことが難しい状況になってきています。

高齢になっても住み慣れた地域でできる限り継続して生活していけるよう、介護等における意識改革を図ると共に、介護を始め、医療、生活支援等様々な分野において、男女が共に参加し合いながら、高齢者や障がいのある人等を社会全体、地域全体で支えていくための環境整備等の取組が必要です。

施策の方向	1) 高齢者や障がいのある人等の福祉の充実
	2) 介護支援策の充実

施策の方向 1) 高齢者や障がいのある人等の福祉の充実

高齢者等が地域で安全に安心して暮らせるよう、社会全体、地域全体で支える環境整備を図ると共に、女性と男性がそれぞれの生き方の違いを尊重し、それぞれが持つ個性や能力を十分生かすことができるよう、あらゆる場における意識と行動の変革を推進します。

また、ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者、障がいのある人等が安心して生活が営めるよう、支援の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
139	生涯学習・生涯スポーツ活動の推進	<p>生涯学習では、生涯学習相談窓口等の充実を図ると共に、各種講座や講習会等を開催し、学習機会の拡充と支援を図ります。</p> <p>誰もが生きがいを持ち、地域への参加を通じて生涯にわたって学び合い、また、自身の培った知識や技術を地域に還元できるように、その仕組みづくりに取り組めます。</p> <p>生涯スポーツ活動では、スポーツ教室、指導者講習会、スポーツ大会等を開催し、健康づくりを推進します。</p>	<p>生涯学習課 公民館 高齢者支援課 スポーツ推進課</p>
140	世代間・地域間交流の促進	<p>小・中学校で生活科や総合的な学習の時間等を利用して世代間交流事業を実施し、昔の遊びを学ぶと共に、施設を訪問し、介護やボランティア活動等を中心に交流を図ります。</p> <p>また、保育所で地域の高齢者との触れ合い事業を実施し、交流を図ります。</p>	<p>指導課 高齢者支援課 保育課</p>
141	地域包括支援センターの充実	<p>要介護等認定者及び認知症高齢者、高齢者虐待等の高齢者に係る課題に対し、関係機関と連携しつつ、地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の十分な活用を図り、高齢者の自立を支援します。</p>	<p>介護保険課</p>

番号	具体的施策	概要	所管部署
142	認知症サポーター育成事業の推進	特に重要性が増している、認知症高齢者に係る取組を重点的に推進するため、認知症を理解し認知症とその家族を見守る、認知症サポーターを育成し、市民の手で安心して暮らせるまちづくりを展開していけるよう支援します。	介護保険課
143	高齢者等の生活の安全の確保	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるよう、悪徳商法の被害を未然に防ぐための講座や、地域ぐるみで犯罪を防止するための自治会や各団体等との連携の強化等を図ります。また、災害に備え、野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の整備を図ります。	市民生活課 防災安全課 高齢者支援課 障がい者支援課
144	障がい者総合相談の充実 (基本目標Ⅰ 16 再掲)	基幹相談支援センターを中心として、障がいのある人が、生きがいをもって地域の中で自立した生活ができるよう支援するため、障がいのある人やその家族等に対し、日常生活上の相談を受け、連携しながらきめ細かな支援を図ります。	障がい者支援課
145	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の活用	地区社会福祉協議会が実施する事業の一環として、高齢者向けの「ふれあいいきいきサロン事業」等を実施すると共に、障がい者の社会参加の促進を図ります。	社会福祉協議会

番号	具体的施策	概要	所管部署
146	住宅困窮者民間賃貸 住宅居住支援 (高齢者世帯要件) (心身障がい者世帯 要件)	<p>【高齢者世帯要件】</p> <p>○満60歳以上の単身世帯又は満60歳以上の方のみの世帯</p> <p>【心身障がい者世帯要件】</p> <p>○身体障害者手帳1級から4級までの方がいる世帯</p> <p>○療育手帳重度又は中度の方のいる世帯</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方のいる世帯</p> <p>それぞれの世帯に対し、民間賃貸住宅の情報提供、民間保証会社を活用した入居保証、居住継続する支援及び福祉サービスの案内を行うと共に、低額所得者等の場合は、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。</p>	<p>営繕課 高齢者支援課 障がい者支援課</p>

施策の方向 2) 介護支援策の充実

2060年には人口の約4割が高齢者になると見込まれる中、高齢者に対する医療や介護のケアの必要性はますます高まると予想されます。

そのため、女性、男性共に身体と心の健康に対応した多様な相談体制の構築を図ります。

また、仕事と家事、育児との両立に加え、介護との両立も求められる中、男性が介護に参画するよう、意識啓発や介護能力の向上等を支援すると共に、男女が共に介護を担う、高齢者の人権を尊重した介護体制を確立し、介護を社会全体、地域全体で支えていく環境整備に取り組みます。

地域支援事業を推進し、介護が必要となった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、質の高い多様な介護サービスと併せ、住民相互の支え合いによる地域ぐるみの介護支援を推進します。

高齢者ニーズの多様化に加え、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者の増加等に対応するため、医療、予防及び生活支援等を総合的に組み合わせた様々なサービスの提供を図ると共に、介護保険サービスを充実させることにより、在宅ケアの推進に努めます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
147	「介護予防10年の計」の推進	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるよう「介護予防10年の計」として、シルバーリハビリ体操を中心とした6つの事業を展開。各事業では、高齢者が行う活動の支援など健康の維持に役立つ支援をします。	介護保険課
148	地域包括支援センターの充実 (基本目標V 141再掲)	要介護等認定者及び認知症高齢者、高齢者虐待等の高齢者に係る課題に対し、関係機関と連携しつつ、地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の十分な活用を図り、高齢者の自立を支援します。	介護保険課
149	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備推進	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を推進し、介護と看護サービスの充実を図ります。	高齢者支援課
150	居宅サービス、介護予防サービスの充実	居宅サービス、介護予防サービスの充実を図り、在宅ケアの推進に努めます。また、介護現場における介護人材の確保及び定着のため、介護従事者の支援を図ります。	介護保険課 高齢者支援課
151	家族介護者等助成事業の活用	家族介護への支援要望に対応するため、介護サービスを利用せずに重度の要介護者（要介護4、5の方）を介護している家族に対し、慰労金を支給します。	高齢者支援課

基本課題3 外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	1) 外国人のための情報提供及び生活支援策の推進
-------	--------------------------

近年の国際社会を反映して、日本国内で生活する外国人は年々増加しており、市においても、令和元（2019）年11月1日現在、61か国、3,325人の外国籍の市民が定住・滞在しており、前年に比べ411人の増加となっています。今後も出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行により在留資格の拡大が図られたことから、在住外国人の増加が見込まれます。

市内に在住する外国人の方が少しでも安心して生活ができるよう、市報等の行政情報についてスマホアプリを活用した多言語化、外国人相談窓口の設置など、本市に効果的に導入できる事業を実施していく必要性が高まっています。

また、窓口サービスにおいても、多言語による表記や案内が必要となっていることから、スマホアプリなどを活用した、多言語に対応した行政サービスの提供が求められています。

施策の方向	1) 外国人のための情報提供及び生活支援策の推進
-------	--------------------------

国際社会の進展に伴う男女共同参画社会の形成に向けて、国際交流を推進し、外国人の生活安定と自立のための支援の充実を図ります。

学校における国際理解教育の推進や、市民が様々な文化と触れ合い理解を深める機会の創出を図り、また、行政サービスの多言語化等により、情報提供や相談窓口等の充実を図ることで、特に外国人女性とその子どもなどが安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

番号	具体的施策	概要	所管部署
152	外国人のための生活情報の提供	<p>市内に在住する外国人の生活をサポートするため、市のホームページの翻訳サービスの活用を進めていくほか、様々な行政情報について多言語での翻訳が可能になるよう進めていきます。</p> <p>また、在住外国人の増加等に対応するため、市民サービスの多言語化の対応を進めていきます。</p>	企画調整課 広報広聴課
153	野田市国際交流協会の活動支援	野田市国際交流協会による外国人との交流事業等を通じて、草の根レベルの市民主体の異文化交流、相互理解が図られていることから、外国人との交流を促進するため、野田市国際交流協会の活動を支援します。	企画調整課

第5章 女性活躍推進法に基づく施策一覧

女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置付けられた施策は、以下の43施策となります。

基本目標	番号	具体的施策	所管部署
基本目標Ⅰ 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり	23	技術・家庭科教育の充実	保育課 指導課
	24	個性重視の進路指導の充実	指導課
	25	キャリア教育の推進	指導課 人権・男女共同参画推進課
	26	国際理解教育の推進	指導課
	32	男女共同参画に関する講演会等の開催	人権・男女共同参画推進課
	35	公共施設における男女共同参画に関する情報提供の充実	人権・男女共同参画推進課
	36	男女共同参画に関する関係資料の収集及び提供	人権・男女共同参画推進課
基本目標Ⅱ 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶	68	民間企業におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）に対する防止対策の促進	商工観光課 人権・男女共同参画推進課
	69	市におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）に対する防止対策の促進	人事課
	70	学校におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）に対する防止対策の促進	学校教育課 指導課
基本目標Ⅲ 男女が共に社会にあらゆる分野に参加する機会の拡充	77	審議会等における女性委員の登用率の拡大	人権・男女共同参画推進課 各課
	78	市女性職員の人材育成	人事課
	79	市女性職員の登用及び能力活用	人事課

基本目標	番号	具体的施策	所管部署
基本目標Ⅲ 男女が共に社会にあらゆる分野に参加する機会の拡充	80	企業、団体等への広報、啓発の充実	商工観光課 人権・男女共同参画推進課
	82	女性商工業者（自営業）等への経営参画の促進等	商工観光課
	83	農家における家族経営協定の普及促進	農政課
	84	防災会議等における女性委員の参画促進	防災安全課
	86	地域の自主防災活動への女性の参画促進等	消防総務課 防災安全課
	87	労働関係資料の収集及び提供	商工観光課 人権・男女共同参画推進課
	88	企業における育児休業制度等の充実促進	商工観光課
	89	「ワーク・ライフ・バランス」についての広報、啓発の推進	人権・男女共同参画推進課 商工観光課
	90	「野田市特定事業主行動計画」に基づく職場環境の整備	人事課
	92	市の公共工事等の入札におけるインセンティブ強化	管財課
	93	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保	保育課
	94	延長保育の充実	保育課
	95	休日保育の充実	保育課
	96	病児・病後児保育の充実	保育課
	97	保育所の施設整備の推進	保育課
	99	駅前保育の整備	保育課
	100	学童保育所の受入れ体制の整備	児童家庭課
	101	ファミリー・サポート・センター事業の利用拡大	児童家庭課
	102	子育てサロン事業の充実	児童家庭課
	103	つどいの広場事業の充実	児童家庭課
104	地域子育て支援センターの充実	保育課	

基本目標	番号	具体的施策	所管部署
基本目標Ⅲ 男女が共に社会にあらゆる分野に参加する機会の拡充	105	子ども支援室の設置による切れ目ない支援の推進	保健センター 子ども家庭総合支援課 障がい者支援課 指導課
	109	代替保育利用支援事業の実施	保育課
	111	ひとり親家庭等の生活の向上と児童の健全育成に向けた支援の充実	児童家庭課 保育課 学校教育課
	113	ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動の推進	児童家庭課
	128	職業能力開発に係る講座の充実等	商工観光課 人権・男女共同参画推進課
	129	女性の再就職支援セミナーの開催	商工観光課
	130	女性、中高年齢者の就業機会の拡大	商工観光課
	131	就業相談の充実及び就労支援の推進	商工観光課
	132	女性のチャレンジ支援の推進	商工観光課 人権・男女共同参画推進課

第6章 計画の成果目標

計画をより実効性のあるものとするため、令和6（2024）年度を目標とする成果目標を設定します。

野田市男女共同参画審議会では、この成果目標の達成状況等について、定期的に評価・点検を行います。

基本目標	番号	指標名	現状	令和6年度目標	所管部署
I	1	市民セミナーの回数 （人数）	年1回 （78人）	年1回 （120人）	生涯学習課 公民館
	2他	学校人権教育指導者 養成講座の回数（人 数）	年1回程度 （31人）	年1回程度 （31人）	指導課
	3他	情報モラル講習の回 数	年1回	年1回	青少年課・ 青少年セン ター
	4	子ども人権作品展の 回数（日数）	年1回程度 （6日間）	年1回程度 （6日間）	指導課
	17	子育てに関する講座 の回数（人数）	2講座 28回 （711人）	2講座 30回 （800人）	公民館
	18	家庭教育学級幼児・小 学コースの回数（人 数）	10コース 57回 （6,207人）	10コース60回 （6,500人）	公民館
	20	ブックスタートの交 付率	98.4%	100%	興風図書館
	21	おやこ、こども食育教 室の割合	3回（61人）	3回（60人）	保健センタ ー
		離乳食講習会の割合	12回（174組）	12回（240組）	保健センタ ー
	26	外国語指導助手（A L T）の人数	13人	14人	指導課
	29	福祉のまちづくり講 座の回数（人数）	6回（212人）	6回（250人）	公民館
30	女性セミナーの回数 （人数）	9講座 53回 （2,101人）	9講座 55回 （2,500人）	公民館	

基本 目標	番号	指標名	現状	令和6年度 目標	所管部署
I	31	男性向け講座の回数 (人数)	3講座 13回 (403人)	3講座 13回 (500人)	公民館
	32他	「男は仕事、女は家庭」等の固定的性別役割分担意識に賛成しない人の割合	38%	50%	人権・男女共同参画推進課
II	37	デートDV講演会の回数	年3回	年7回	子ども家庭総合支援課
	56	乳児全戸訪問の割合	延842件	全家庭	保健センター
III	77	審議会等委員への女性の登用率	43.2%	50%	人権・男女共同参画推進課
	79	市の女性課長相当職の割合	2人(2.9%)	10人(15%)	人事課
		市の女性課長補佐相当職の割合	18人(18.2%)	25人(26%)	人事課
	83	家族経営協定の件数	20件	25件 (年1件以上)	農政課
	84	防災会議の女性委員の割合	34.4%	50%	防災安全課
	90	女性消防吏員の人数	3人	6人	人事課 消防総務課
市男性職員の育児休業等取得率		15.8%	60%	人事課	
IV	97	保育士合同就職説明会の回数	年2回	年2回	保育課
	105	子育て総合相談窓口の相談件数	2,531件	3,037件	子ども支援室
	106	生活困窮者の自立支援の新規相談受付件数	272件	288件	生活支援課

基本目標	番号	指標名	現状	令和6年度目標	所管部署
IV	107	子ども未来教室の出席率	小学生:94.8% 中学生:62.3%	小学生:94.8% 中学生:70.0%	生涯学習課
	111	養育費等個別法律相談会	年3回	年4回	児童家庭課
	118	生涯学習・生涯スポーツ活動の回数(人数)	14講座 83回 4,103人	14講座 83回 4,200人	生涯学習課 公民館
	121	「にじいろnaviLINE」の登録者数	450人	540人	子ども支援室
		「にじいろnavi」の閲覧数	月平均1,787件	月平均2,144件	子ども支援室
124	生涯学習ボランティア養成講座を実施する公民館の割合	5館	10館	生涯学習課 公民館	
V	137	両親学級の割合	・コースⅠ 21回(268人) ・コースⅡ 9回(225人) ・同窓会 7回(70人) ・交流会 7回(156人)	・コースⅠ 21回(630人) ・コースⅡ 9回(360人) ・同窓会 7回(210人) ・交流会 7回(210人)	保健センター
	138	思春期健康教育の割合	全中学校	全中学校	保健センター
	142	認知症サポーター育成者数	10,010人	20,000人	介護保険課

付属資料

用語解説

野田市男女共同参画審議会委員名簿

野田市男女共同参画審議会条例

野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱

男女共同参画社会基本法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

用語解説

【あ行】

育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の略称。育児や家族の介護を行う労働者を支援することを目的に、平成7（1995）年に「育児休業法」を改正して成立。その後、社会情勢に応じ、育児・介護と仕事の両立支援を推進するため、適宜法改正を行われている。

インセンティブ

意欲向上や目標達成のための刺激や誘因のこと。雇用者のモチベーションを上げるために、一時金を支払うことや、職場環境や労働条件の改善することで、事業活動の活性化を図ることを目的とする。

M字カーブ

日本の女性の年齢階級別労働力率をグラフで表すと、学校卒業後20歳代でピークに達し、その後、30歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」の形に似た曲線を描くことから、日本の女性の就業形態の特徴を表す用語として使われる。

L G B T

「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々をさした総称。日本では、L G B Tを含めた性的マイノリティー（性的少数者）全体をさす用語として使われることもある。

【か行】

外国語指導助手（A L T）

Assistant Language Teacherの略。小中高校などの英語の授業において、日本人教師を補助する外国人のこと。授業や教材の研究・作成、研修等の補助や、学校行事や特別活動等において児童生徒と交流を行っている。

家族経営協定

家族で取り組む農業・漁業経営において、家族一人一人の役割と責任が明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境にするため、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと

キャリア教育

学校教育において、社会人・職業人として自立していくために、社会における個々の立場や役割について考え、自分と働くことの関係や価値について考える学習。社会科見学、ボランティア活動、職場体験、地域や身近な人の職業を調べる、インターンシップ、学校オリジナル商品の開発や販売など、発達段階に応じて実施

緊急一時保護施設（シェルター）

暴力から逃れるために駆け込んできたDV防止法に基づくDV被害女性とその家族で、緊急に保護する必要が認められ、かつ自立に向けた援助が有効と認められた場合等に一時的に保護する施設（入所期間：原則2週間）

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと

コミュニティサイト

共通の趣味・話題・関心事・目的などを持つ人が参加し、情報を交換したり交流を深めたりするインターネット上の様々な情報を提供するページのこと

【さ行】

次世代育成支援対策推進法（次世代法）

急速な少子化に対応し、育児と仕事を両立できる環境を整備・充実されることを目的とした法律。平成17（2005）年4月施行。10年間の時限立法だったが、平成26（2014）年の改正法成立により、令和7（2025）年3月末まで10年間延長。国の「行動計画策定指針」に沿って、自治体や民間企業は「行動計画」の策定が義務付け（従業員数100人以下の企業は努力義務）られた。

指導的地位

① 議会議員、② 法人・団体等における課長相当職以上の者、③ 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者（平成19年男女共同参画会議決定）

スクールロイヤー

いじめや保護者とのトラブル、不登校といった学校で起きた問題の解決に向けて派遣され助言する弁護士のこと

ステップハウス

DVシェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れないDV被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設（最長1年）

ストーカー行為

特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する行為などを繰り返すこと。ストーカー規制法の規制対象となる。

セクシュアル・ハラスメント

職場などで、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと。略して「セクハラ」。直接的な言動等ではなくても、性的なイメージを彷彿させるポスターを提示することなどが、性的な嫌がらせとなることもある。性暴力の一つ

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

インターネットを通じて、人と人のつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービス。会員は、自分のプロフィールや日記を公開したり、趣味・居住地・職業・出身校などを同じくするコミュニティに参加したり、電子掲示板やメッセージの送受信によるコミュニケーションを図ることができる。代表的なサービスは、ツイッターやフェイスブックなど

【た行】

ダイバーシティ

多様な人材を積極的に活用しようという考え方（多様性）。性別や人種、年齢などに関わらず、性格や価値観などの多様な個性を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称。職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。昭和61（1986）年施行。その後も、社会情勢に応じ、適宜法改正が行われている。

男女共同参画社会基本法

男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにし、総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。平成11（1999）年公布、施行

ドメスティック・バイオレンス（DV）

直訳すると「家庭内暴力」だが、一般的には「配偶者や恋人等の親密な関係にある者、又はあった者から振るわれる暴力」を指す。略称はDV。男女共同参画を所管する内閣府は、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」と言っている。暴力の形態には、身体的暴力（殴る、蹴るなど）、精神的暴力（大声でどなる、ばかにする、外出や交際を制限するなど）、性的暴力（性行為の強制など）や経済的暴力（生活費を渡さないなど）などがある。交際中の恋人などの間で起きる暴力は、デートDVとも言う。

【は行】

配偶者暴力相談支援センター

DV防止法に定められている業務である、相談、安全の確保及び一時保護、自立に向けた支援や情報提供等を行う機関。各都道府県の婦人相談所等が指定されているが、平成20（2008）年1月に施行された改正DV防止法において、市町村への設置が努力義務とされている。

パワーハラスメント

職場でのいじめや嫌がらせ。略して「パワハラ」。同一の職場で働く者に対し、職務上の地位や権限、人間関係などの職場内の優位性を背景に、適正な業務範囲を超えて、継続的に、精神的・身体的に苦痛を与えて人格と尊厳を侵害することや、就労環境を悪化させたり雇用不安を与えること

ブックスタート

0歳児健診のときなどに市区町村自治体が絵本を配布し、絵本を介して赤ちゃんと家族のコミュニケーションを豊かにし、子供の言語能力と豊かな心を育てようとする図書館と保健所等の協力活動。イギリス発祥

ヘイトスピーチ

特定の個人や集団、団体などの人種、宗教、民族文化、性差などを差別的な意図をもって貶め、攻撃する言動。対象への明確な差別的な意図に基づく暴言や差別的な行為を扇動する言動のことを指し、一般的な悪口はヘイトスピーチに当たらない。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること

【ま行】

マイナンバー制度

国民一人一人に番号を割り振り、社会保障や納税に関する情報を一元的に管理する共通番号制度。年金や納税などの個人情報と照合できるようにし、行政手続の効率化や公正な給付と負担の実現などを目的として、平成28(2016)1月から利用が開始される。割り振られた12桁の個人番号を「マイナンバー」と呼ぶ。

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産した女性に対する職場でのいじめ、嫌がらせのこと。マタハラ。一時的に仕事ができない場合や育児休暇の取得などを理由とする解雇や減給といった不当な扱いばかりでなく、言葉や態度による嫌がらせも指す。

メディア・リテラシー

インターネットやテレビ、新聞などのメディアからの情報を見極め、主体的に読み解き、かつメディアを通じてコミュニケーションする能力を使いこなす、メディアの伝える情報を理解する能力

【ら行】

ライフステージ

人の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階のこと

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

性別や年齢などにかかわらず、やりがいや充実感を感じながら働いて、仕事上の責任を果たすとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた、家庭や地域における様々な活動や自己啓発をバランスよく展開できる状態

野田市男女共同参画審議会委員名簿

令和2年3月現在（敬称略）

任期：平成30年11月11日から令和2年11月10日まで

区分	団体名等	氏名	備考
(1)	人権擁護委員を代表する者	柏人権擁護委員協議会野田部会	倉持又彦
(2)	生涯学習に関する知識を有する者		文道尚子
(3)	民生委員児童委員を代表する者	野田市民生委員児童委員協議会	中村和雄
(4)	自治会を代表する者	野田市自治会連合会	古谷道雄
(5)	女性団体を代表する者	野田市女性団体連絡協議会	石原和子
(6)	商工団体を代表する者	野田商工会議所女性会	佐喜川貞子
(7)	労働者団体を代表する者	連合千葉東葛地域協議会 野田・流山地区連絡会	長崎梨奈
(8)	農業団体を代表する者	J Aちば東葛野田地区女性部	横川しげ子 会長
(9)	ドメスティック・バイオレンス被害者支援団体を代表する者	のだフレンドシップ青い鳥	木名瀬セキ 副会長
(10)	P T Aを代表する者	野田市小中学校P T A連絡協議会	三品陽美
(11)	婦人相談員を代表する者	野田市婦人相談員	田中恵子
(12)	学識経験者	N P O法人D V被害者支援活動促進のための基金	国松実枝子
(13)	関係教育機関の職員	野田市小中学校長会	石山由美子
(14)	公募に応じた市民		平野 滋
			梶山美枝子
(15)	その他市長が必要と認めた者	おはなしパレット北	筒井圭子

○野田市男女共同参画審議会条例

平成16年9月30日

野田市条例第26号

注 平成24年7月から改正経過を注記した。

改正 平成24年7月13日条例第18号

平成31年3月26日条例第14号

令和元年9月25日条例第13号

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)の策定及び円滑な実施の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、野田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画計画の策定、見直し及び実施に関し、必要な事項を調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項の規定による答申のほか、男女共同参画に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 人権擁護委員を代表する者

(2) 生涯学習に関する知識を有する者

(3) 民生委員児童委員を代表する者

(4) 自治会を代表する者

(5) 女性団体を代表する者

(6) 商工団体を代表する者

(7) 労働者団体を代表する者

(8) 農業団体を代表する者

(9) ドメスティック・バイオレンス被害者支援団体を代表する者

(10) PTAを代表する者

(11) 婦人相談員を代表する者

(12) 学識経験者

(13) 関係教育機関の職員

(14) 公募に応じた市民

(15) その他市長が必要と認めた者

(平24条例18・平31条例14・令元条例13・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月13日野田市条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 及び(2) 略
(3) 第22条の規定 平成24年11月11日

附 則 (平成31年3月26日野田市条例第14号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。
附 則 (令和元年9月25日野田市条例第13号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例(野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「旧各条例」という。)の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後のそれぞれの条例(野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「新各条例」という。)の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命された者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧各条例の規定に基づき附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長(以下「会長等」という。)として選任されている委員については、その任期中に限り、新各条例の規定に基づき附属機関の会長等として選任された委員とみなす。

○野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱

平成5年6月14日

野田市告示第33号

注 平成18年3月から改正経過を注記した。

改正 平成8年9月30日告示第11号

平成10年6月1日告示第6号

平成12年1月21日告示第1号

平成14年12月27日告示第13号

平成15年6月4日告示第70号

平成18年3月31日告示第44号

平成20年3月31日告示第51号

平成22年3月30日告示第60号

平成22年10月28日告示第159号

平成25年3月27日告示第36号

平成27年3月31日告示第52号

平成29年3月29日告示第38号

平成30年3月30日告示第53号

平成31年3月28日告示第103号

令和元年9月20日告示第96号

(設置)

第1条 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思による社会のあらゆる分野における活動への参画（以下「男女共同参画」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、野田市男女共同参画推進庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 連絡会の所管事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画に係る施策の推進及び調整に関すること。

(2) 男女共同参画に係る施策の調査及び研究に関すること。

(3) その他男女共同参画に係る施策に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は男女共同参画担当部長の職にある者、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

3 会長は会務を総理し、連絡会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集する。

2 連絡会の会議の進行及び整理は、会長が行う。

(推進部会)

第6条 連絡会に男女共同参画推進部会（以下「推進部会」という。）を置く。

2 推進部会の委員は、別表第2に掲げる者をもって組織する。ただし、推進部会において必要があると認めるときは、市長の指名する職員5人以内を委員として加えることができる。

3 前項の市長が指名する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

5 部会長は人権・男女共同参画推進課啓発係長、副部会長は生涯学習課生涯学習振興係長の職にある者をもって充てる。

6 推進部会は、男女共同参画に係る施策の推進について調査研究し、連絡会に資料を提出する。

(平20告示51・平25告示36・平27告示52・平31告示103・一部改正)

(参考意見の聴取)

第7条 連絡会及び推進部会において必要があると認めるときは、関係者の意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

(令元告示96・旧第9条繰上・一部改正)

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年9月30日野田市告示第11号)

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月1日野田市告示第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年1月21日野田市告示第1号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月27日野田市告示第13号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月4日野田市告示第70号)

この告示は、平成15年6月6日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日野田市告示第44号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日野田市告示第51号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日野田市告示第60号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 28 日野田市告示第 159 号）

この告示は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日野田市告示第 36 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日野田市告示第 52 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日野田市告示第 38 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日野田市告示第 53 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日野田市告示第 103 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 20 日野田市告示第 96 号）

この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条）

（平 18 告示 44・平 20 告示 51・平 22 告示 60・平 27 告示 52・平 29 告示 38・平 31 告示 103・令元告示 96・一部改正）

所属	職
企画財政部	企画調整課長 広報広聴課長
総務部	人事課長 行政管理課長
市民生活部	市民生活課長
自然経済推進部	商工観光課長 農政課長 スポーツ推進課長 魅力推進課長
保健福祉部	障がい者支援課長 高齢者支援課長 保健センター長
児童家庭部	児童家庭部長 児童家庭部次長 児童家庭課長 保育課長 子ども家庭総合支援課長 人権・男女共同参画推進課長
教育委員会	生涯学習課長 青少年課長 指導課長

別表第 2（第 6 条第 2 項）

（平 18 告示 44・平 20 告示 51・平 22 告示 60・平 22 告示 159・平 25 告示 36・平 27 告示 52・平 29 告示 38・平 30 告示 53・平 31 告示 103・令元告示 96・一部改正）

所属	職
企画財政部	企画調整課企画係長 広報広聴課広報係長
総務部	人事課人事研修係長 行政管理課事務管理係長
市民生活部	市民生活課コミュニティ係長
自然経済推進部	商工観光課労政係長 農政課農政係長 スポーツ推進課スポーツ推進係長 魅力推進課長が指名する職員
保健福祉部	障がい者支援課計画係長 高齢者支援課高齢者福祉係長 保健センター母子保健係長
児童家庭部	児童家庭課子育て支援係長 保育課保育係長 子ども家庭総合支援

	課支援一係長
教育委員会	人權・男女共同参画推進課啓発係長
生涯学習部	生涯学習課生涯学習振興係長 中央公民館振興係長 青少年課青少年係長
学校教育部	指導課庶務係長

○男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並び

に国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当た

っては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含

む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画

(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平十一法百六十・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び

都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調

査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため

に特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十

四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

改正 平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号

令和元年 6 月 5 日同 第 24 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍

に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、

その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するた

めに必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)

を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しよう

とするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般

事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を

受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働

者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうと

する女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に

従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する

情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情

に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年

以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為

をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を

経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法

律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）

の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年6月5日法律第24号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

改正 平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号

同 19 年 7 月 11 日同 第 113 号

同 25 年 7 月 3 日同 第 72 号

同 26 年 4 月 23 日同 第 28 号

令和元年 6 月 26 日同 第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって

生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大

臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施

に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴

力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三

年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その

適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受

けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身邊につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急

やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心^{しゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所にお

いて当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に

おける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは

保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若し

くは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの

長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居

を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二

条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の

推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助

することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活を除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

で、第十 一条第二 項第二 号、第十 二条第一 項第一号 から第四 号まで及 び第十八 条第一項		
第十条第 一項	離婚をし、又は その婚姻が取 り消された場 合	第二十八条の二に規 定する関係を解消し た場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに

係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平 16 法 64・一部改正）

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以

下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十

六年十月一日

附 則 (令和元年 6 月 26 日法律第 46 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

